

平成25年3月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成25年3月4日(月)午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 同意第 1号 愛荘町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 愛知川小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 2号 愛荘町自治基本条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 愛荘町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 愛荘町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 愛荘町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 愛荘町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定につ

いて

日程第16 議案第10号 愛荘町準用河川管理施設等の構造を定める条例の制定につ

いて

日程第17 議案第11号 愛荘町町住宅等の整備基準を定める条例の制定について

日程第18 議案第12号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例

日程第19 議案第13号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第20 議案第14号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第15号 愛荘町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第16号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第17号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第18号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更につ

いて

日程第25 議案第19号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更について

日程第26 議案第20号 愛知郡広域行政組合格約の変更について

日程第27 議案第21号 湖東広域衛生管理組合格約の変更について

日程第28 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて

日程第29 議案第23号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて

日程第30 議案第24号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）

日程第31 議案第25号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）

日程第32 議案第26号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第33 議案第27号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第34 議案第28号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第35 議案第29号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第36 議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算
日程第37 議案第31号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第38 議案第32号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第39 議案第33号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第40 議案第34号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第41 議案第35号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第42 議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第42

出席議員（16名）

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村西俊雄君	副町長	宇野一雄君
教育長	藤野智誠君	理事	細江新市君
会計管理者	西川都々子君	まちづくり推進室主監	林定信君
総務主監	福田俊男君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	辻善嗣君	住民福祉主監	杉本幸雄君
農林建設主監	山田清孝君	教育次長	村西作雄君

教 育 主 監	國 領 順 子 君	総 務 課 長	小 杉 善 範 君
環 境 対 策 課 長	飯 島 滋 夫 君	住 民 課 長	中 村 治 史 君
福 祉 課 長	岡 部 得 晴 君	建 設 ・ 下 水 道 課 長	中 村 喜 久 夫 君
給 食 セ ン タ ー 所 長	満 島 徳 男 君	教 育 振 興 課 長	青 木 清 司 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	徳 田 幸 子	書	記	小 泉 周 子
-------------	---------	---	---	---------

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さんでございませう。

時間が経つのは早いもので、もう3月、本当に春が少しずつ近づいてまいったなどこのように思っております。まだまだ寒さ厳しい日が続きますが、議員各位ならび理事者におきましても、身体には十分ご留意をしていただきたいと、このように思っております。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成25年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。また、会期日程は先に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（本田秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、吉岡 兪子君、12番、瀧 すみ江君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（本田秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日ま

での19日間に決定いたしました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（本田秀樹君） 日程第3 町長提案説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） おはようございます。本日ここに、平成25年3月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆さまには何かとご多忙中のなか、早朝よりご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。平素、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しましても、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案いたしました案件は、重要案件の愛荘町自治基本条例の制定をはじめ38案件であります。その内訳は、人事案件2件、指定管理1件、条例案件16件、規約改正4件、損害賠償1件、町道認定1件、24年度補正予算6件、25年度予算案7件でございます。その概要を説明させていただきます。

まず、同意第1号は教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでございます。

次に、同意第2号は公平委員会委員の選任につき同意を求めるものでございます。

次に、議案第1号は愛知川小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めるものでございます。

次に、新規の条例制定ならびに条例改正案件について説明をさせていただきます。議案第2号は、愛荘町自治基本条例の制定につきまして、真に自立した自治体となるためには住民投票制の協働のまちづくりが不可欠であります。町民・議会・行政の役割を明らかにし、町政運営の基本的なルールやシステムを定めるため、愛荘町の憲法と言える愛荘町自治基本条例を制定するものでございます。

制定にあたりましては、21年2月に住民参画を基本に検討委員会を設置し、検討を重ねるとともに、町民説明会、パブリックコメント、議員・職員の研修会、ワークショップなどを開催し、4年をかけて丁寧に必要な条例でございます。

議案第3号 愛荘町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定につきましては、公益法人等へ職員を派遣できるよう一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき条例を制定するものでございます。

議案第4号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定、議案第7号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例、議案第8号 愛荘町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例、第9号 愛荘町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例、第10号 愛荘町準用河川管理施設等の構造を定める条例、第11号 愛荘町町営住宅等の整備基準を定める条例、ちょっと飛びまして、第15号 愛荘町都市公園条例の一部を改正する条例、第17号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例、以上9本の条例につきましては、いずれも地方主権改革の一括法が制定され、改革の趣旨である地域の自主性・自立性を高めるため、これまで法律・政令・省令の規定に基づき、町道や道路標識、河川の管理、構造基準、町営住宅の入居基準、敷地や住宅の基準、公園の配置や規模の基準、高齢者・障がい者が利用される公共施設の基準などを、それぞれの自治体の条例で決定することができるとなったことによりまして、新たに条例を制定するものであります。

議案第6号 愛荘町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策措置法に基づき、新たに条例を制定するものでございます。

議案第12号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳化等の利用に関し、一部改正をお願いするものであります。

議案第13号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、関係法の施行に伴い、条項の改正をお願いするものであります。

議案第14号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、子育て支援の一環として、これまで入院にかかる無料措置に加え、小学生の通院についても医療費の無料化を行うとともに、一部負担について、なくすための改正をお願いするものでございます。

議案第16号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の改正により、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案第18号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更、次の議案第

19号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更、次の議案第20号 愛知郡広域行政組合規約の変更および第21号 湖東広域衛生管理組合規約の変更、以上4案件につきましては、地方自治法286条第1項の規定により、各組合規約の変更をお願いするものでございます。

議案第22号 損害賠償の額を定めることにつきましては、公務遂行中の事故による損害賠償の額について議決をお願いするものでございます。

次に、議案第23号 町道の路線の認定につき議決を求めることにつきましては、新たに11路線について新規認定することにつき議決を求めるものでございます。

次から予算案でございますが、議案第24号から議案第29号までの6議案につきましては、平成24年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず、議案第24号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,895万3,000円を追加し、総額を85億9,130万8,000円をお願いするものであります。年度末に向かい、これまでの予算執行の残額を精査するとともに、不用額を減額し、緊急を要するものを計上したうえ、収支状況を見て今後備えるための積み立てを行うものであります。

補正予算の主なものであります。住宅用太陽光発電補助金につきまして、電力の買取価格を1kW当たり42円が保障される年度内申請に対応するため、30件分360万円を追加するほか、国の大型補正予算を活用するため、土木費におきまして、町道道路延長調査4,490万円の追加、また借金の後年度償還を軽減するため繰り上げ償還8,530万円、財政調整基金への積み立て1億7,800万円の積み立てなど行うものであります。

次に、特別会計であります。議案第25号 土地取得造成事業特別会計補正予算、26号、国民健康保険事業特別会計補正予算、27号 後期高齢者医療事業特別会計補正予算、28号 介護保険事業特別会計補正予算、29号 下水道事業特別会計補正予算、以上5会計につきましても、一般会計同様、執行残および今後の見込みを精査のうえ、所要の増減をいたすものであります。

次に、議案第30号から36号まで25年度一般会計および6特別会計の予算でございます。平成25年度予算規模は一般会計87億600万円で、前年度当初比2億9,200

万円増、3.5%増であります。さらに特別会計総額 44 億 9,000 万円、合わせて 131 億 9,000 万円で、前年度当初比 5 億円増、4%増となります。一般会計歳入面では自主財源の大部分を占める町税収入は、法人町民税が減少する中、総額 28 億円、対前年比 2.5%減、地方交付税は 21 億 5,000 万円、6.8%増、起債は地方交付税の不足分を補うため、後年度に償還額が交付で算入される臨時財政対策債 5 億 4,000 万円、合併特例債で後年度の基金積み立てなどを含め 10 億 7,800 万円、繰入金は基金の取り崩しで 5 億 7,900 万円を見込んだところであります。

このような状況のもと、25年度主要な事業であります。25年度開通予定であります湖東三山スマートインターチェンジの地域活性化事業として、インターチェンジ入口に特産品販売や観光案内所施設の整備 1 億 6,900 万円をはじめ、昨年整備いたしましたアーチェリーとテニスコートの中央スポーツ公園にグラウンドゴルフ場を整備する設計費を、福祉面では小学生の通院費を無料化し医療費の完全無料化の実施、また、町営のつくし保育園の改築計画を具体化いたしてまいります。

そのほか、香之庄の町有地を活用した自然観察の森、愛荘町の花「桜」のまちづくり、町民の皆さんに親しんでいただけるようアーチェリー教室の開設、また、体育館・橋梁など公共施設が修繕時にきており、長寿命化を図る費用などを計上いたしましたところであります。

また、将来のため、合併特例債を活用した合併振興基金を創設し、今後計画的な運用を図るため引き続き、2 億円程度を毎年積み立てる予定であります。

以上、平成 25 年 3 月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 日程第 4 一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 徳田文治君

○議長（本田秀樹君） 6 番 徳田文治君。

[6 番 徳田文治君登壇]

○6 番（徳田文治君） 6 番、徳田文治です。議長の許可のもと、ただいまより 3 月定例会一般質問を行います。

まず1番目は平成25年度重点政策と予算編成についてであります。今日の地方公共団体は恒常化した厳しい財政状況の中で、住民ニーズに的確に応えられる安全で良質な公共サービスの提供を确实・効率的に実施していかなければならないと思います。そのためには常に自主的な行政改革を推し進めながら、健全な財政運営が求められるところです。また、本年は待望の湖東三山スマートインターチェンジが開通予定になっております。周辺には工業団地や観光スポットがあります。高速道路の利用が便利になるため地域経済や観光振興等による地域の活性化や企業誘致の促進などが期待されております。

そこで、次の事柄について意見を求めておきます。まず第1点目は、今後の町民サービスの質と効率を向上させる取り組みについてお伺いします。内容といたしましては、事務事業の見直しとメリハリのある適切な人員配置、および自主財源の確保でございます。2点目、町税の収納率の向上についてお伺いをいたします。3点目、昨年9月、定例会一般質問の答弁にある県と連携して雇用拡大のため、中小企業支援に必要な施策の検討は、その後どうなったのかお伺いをします。4点目、湖東三山スマートインターチェンジ開通予定のアクセス道路をはじめとする周辺インフラ整備についてお伺いをいたします。

2番目は、子どもたちの安心・安全な給食についてであります。昨年12月に東京都調布市市立小学校で、「乳製品にアレルギーがある5年生の女儿が給食で誤って出された粉チーズ入りちぢみを食べて亡くなった」との新聞報道があり、本当に痛ましい出来事でした。確認された死亡ケースはまれだが、給食後にアレルギー症状が出て体調を崩す事故については、増加傾向を示す統計もあります。日本スポーツ振興センターによると給食によるアレルギー事故が2011年度に311件発生し、2005年度の160件から約2倍に増えています。そして、亡くなった女儿は、アドレナリンの自己注射薬をランドセルに入れて持ち歩いていました。でも、注射されたのは、呼吸困難を起こしてから10分以上経過していたため、間に合わなかったと言われております。当町も昨年1月から完全給食が始まりました。今後も子どもたちの安心安全な給食を提供できるよう絶対に事故は起こしてはならないと思います。

そこで次の事柄について意見を求めておきます。まず1点目、食物アレルギー対応食品につき、どのような工夫と配慮がされているのか。2点目、誤食を防ぐため、どのような対策づくりをされているのか。3点目、万が一の場合、対応マニュアルと

周知徹底はどうされているのか。

以上、明確な答弁をお願いをし、一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） それでは、徳田議員のご質問のうち、私の方から中小企業の支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

県におきましては、中小企業の活性化の推進に関する条例を昨年12月に制定されました。これに基づいて、県では平成25年度予算に積極的に事業を盛り込まれたところであり、県予算の中で条例に関するものを拾ってみますと、中小企業活性化基金の設置、新商品開発支援、農商工連携事業、再生可能エネルギーの導入・創出、設備の補助、商店街空き店舗活用事業、海外販路開拓支援、地域産業発信事業など、かなり広範にわたり新規・拡大の事業が並んでいるところであります。

これらの予算が認められますと、具体的な実施要項が作成されますので、当町に活用できるものを積極的に検討してまいりたいと考えております。当町の中小企業支援策としましては、平成25年度小規模企業者小口簡易資金貸付事業、これはもう従来からある事業でありますけれども、昨年度から実施いたしました本町独自の個人住宅リフォーム事業である地域活性化住宅省エネ改修事業を引き続き計画いたしております。この省エネ改修事業につきましては、24年度600万円の予算で最高20万円の補助事業を実施いたしましたが、省エネに限定したこともあって、利用状況は現時点で14件、補助額230万円にとどまっております。25年度は、要望の状況などを参考にして、対象事業の要件を拡大または緩和するなど、活用しやすい制度にできないか検討をいたしたいと考えております。

また、補助目的が異なりますが、個人住宅用太陽光発電の補助金1kw3万円、最高限度4kw12万円でございますけれども、これについては大変な好評であります、町内業者で施工できる業者がまだ少なく10件未満にとどまっております、今後地元業者の技術向上を期待しているところであります。以上です。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 次に、徳田議員の第1点目のご質問の1点目の今後の町民サービスの資と効率を向上させる取り組みについてでございますが、基礎的自治体を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少社会の到来や権限委譲など、地方分権時代を迎え、これまで以上に効果的・効率的な行政運営が求められております。

新年度の予算編成にあたっては、総合計画や各種行政計画との整合など中長期の事業展開を見据え、住民満足度などの視点に立った選択と集中による効果的な施策の推進を基本としております。多様化・増大する行政ニーズに対応するため、優先度、事業効果、コスト意識の徹底や財政負担などの見地から見直しを行い、創意と工夫により、さらなる事務事業の精査に努めるとともに、時代の変化に対応した新しい行政運営の構築に向け目的志向・成果重視など、目標設定によるより質の高い行政運営の実現をめざしているところであります。

平成25年度におきましては、重点事業といたしまして福祉医療事業の拡大など社会保障分野の充実のほか、都市基盤の整備を図るため社会資本整備総合交付金事業など、住民生活の安全と安心を支えるための経費を見込んだところでございます。そのほか、予算概要書に掲げる基本方針に基づく主要事業の遂行のため、限られた定員の中で少数精鋭による執行体制など事務事業量に応じた人員の配置を行うとともに、長期的な組織運営に必要な人材の計画的な確保と人材育成に努めることといたしております。

また、行政改革の推進とともに、財政の健全化を図るため、各種法令や制度設計の把握と社会情勢の変化や経済の動向などを注視しながら、財源の確保に努めるほか、負担の公平性の観点から、課税客体の完全補足や新規事業については特定財源の確保を原則とするとともに、事業内容に応じた受益者負担や利用者負担の適正化など自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監。

○収納管理主監（辻 善嗣君） 次に、徳田議員の町税の収納率の向上対策についてお答えをいたします。

町民の皆さまに納めていただく町税は、町がさまざまな施策を進めていく上で最も重要な財源となるものでございます。財源確保の観点から、収入未済額を縮減することが最重要課題であると認識をいたしております。

こうした課題の解消に向け、合併以前から滞納者の管理については手書きの個人ファイルで管理をいたしておりましたが、平成21年度に滞納管理システムを導入し、納税相談や交渉経過など記録して、担当職員が情報を共有化するとともに、複数の税の滞納状況について一元管理できるようにいたしましたところでございます。

また、平成21年度と22年度の2年間、滋賀県職員2名、隣接町と本町の職員1

名ずつの4人を1チームとする共同徴収にも取り組み、県職員の指導のもと、担当職員
の徴収技術の習得と滞納整理に努めるとともに、徴収事務の研修会へも積極的に参
加し、納めていただきやすい口座振替やコンビニ納付の啓発、事業所への住民税の特
別徴収のお願いや、滞納者への納付相談、分納誓約履行の徹底、財産調査や預貯金の
差し押さえなどの滞納処分にも努めているところであります。

滋賀県下の動きであります。より効果的で効率的な行政運営が求められる中、課
税・徴収・収納管理・固定資産（家屋）評価などの徴税事務について、同じ課題を持
つ県と市町が連携した税務機関の共同設置ができるよう、5年先、10年先を見据えた
検討を進めることとしているところであります。

滋賀県と19市町で組織します滋賀県地方税務協議会と地方税滞納整理機構では、
税負担の公平性の観点から、収入未済額の縮減のために、県や圏域全体で連携した滞
納整理につなげていく必要があるため、先の共同徴収事業は平成20年度から22年
度の3年間で終了いたしました。23年度から25年度までの3年間の事業として、
大津市のご協力を得まして、県と市町が協働して取り組む県と市町職員との合同チ
ームによる市町派遣事業として新たに組み込まれることとなりました。初年度は竜王町
が、2年目は栗東市が参画され、最終年度の平成25年度は愛荘町もこれに参画でき
るよう申請いたしましたところ、複数の市町が希望されている中ではありましたが、
最終的に本町に決定をいただいたところでございます。

この事業は1年間の事業として本町から1名を大津市へ派遣して、大津市の徴収技
術を学ぶとともに、滋賀県から2名を本町へ派遣していただき、町職員とともに困難
案件等の解決策を見いだすなど、集中して滞納整理に努め、収入未済額の縮減に努め
るものでございます。こうした事業に積極的に参画しまして、税負担の公平性と財源
の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 農林建設主監。

○農林建設主監（山田清孝君） 徳田議員の湖東三山スマートインターの開通のアク
セス道路をはじめとする周辺インフラ整備についてお答えさせていただきたいと思
います。

湖東三山スマートインターチェンジは、今年の秋の開通に向け順調に工事が進めら
れております。インター周辺の道路整備は町道名神国八線の道路改良工事を継続して
行っているところであり、今年度の整備済み箇所から国道307号までの間は約550m

で、平成25年度、平成26年度の2ヵ年で道路改良工事と歩道設置を行う予定であります。

また、県では道路整備アクションプログラム2013の中間見直しに、湖東三山アクセス道路の改築事業として、国道8号とスマートインターを結ぶ現道を利用した計画と国道307号の改築工事と合わせて歩道設置も同じアクションプログラムに予定されております。併せて、国道307号と県道松尾寺豊郷線の金剛輪寺信号付近も交差点改良が計画されており、交通量の増加が予想されますが、全ての工事が完了すれば、今以上にスムーズな通行が図れるものと期待しているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 徳田議員の子どもたちの安全・安心な給食についてということで3点のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、当町では、食物アレルギー疾患のある園児・児童または生徒に対して、等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業を実施しています。対象となる生徒等は、財団法人日本学校保健会が示している学校生活指導管理表に基づき、医師により食物アレルギー疾患と診断された園児・児童・生徒であり、アレルギー対応食検討部会の審査によって決定することとしております。平成24年度には、延べ25人から申請がありました。アレルゲンが重複している園児・児童・生徒もいることから、現在は実質19人の児童に対してアレルギー対応食を提供しております。また、対応アレルゲンについても、平成24年1月の開設当初は卵・牛乳・乳製品のみに対応食でありましたが、4月からは、えび・かに・落花生・小麦・そばの5品目を追加し、合計7品目のアレルゲンに対応してアレルギー対応食を提供したところであります。

まず、工夫と配慮ですが、栄養士は一般食の予定献立を基に、毎月アレルギー対応食の献立を作成しております。次いで、対応アレルゲンを加工食品の材料配合表にてチェックを行って、除去食および対応食の献立を作成します。例えば、カレーのルーにピーナツの成分が入っていないかをチェックします。その後、調理師と作業面などの相談・確認後、各校園を通じ、保護者の方に加工食品材料配合表などを資料として配付しております。保護者は、その材料配合表やアレルギー対応食の献立表などを確認されて、それでよい場合は承諾書をもってあります。承諾書は各校園で受領し、

校長・教頭・養護教諭・学級担任で決裁後、センターへ送付していただいています。センターでは承諾書を確認し、毎日の対応食の食数確認と個人メニューカードを作成します。

配慮していることは、毎月の個別面談を通して保護者の意見を考慮し、できる限り献立に反映させていることでもあります。各学校へ出向き、毎月の個別面談を実施することにより、アレルギー対応食を食する児童の様子 of 把握でありますとかと、いったことを知ることができます。調理面では異物混入を防ぐため、隣り合うコンロで調理する場合は、衝立を立てて調理し工夫をしております。

ついで、誤食防止ですが、食材が搬入されれば、アレルギー専門の調理員が検収を実施します。検収では、品質・中心温度・数量等のチェックを行います。続いて、野菜の洗浄や皮むきを実施しますが、ここまで下処理と言いまして、汚染区域であります。また、一般食とは場所を区切って作業を実施しております。その後、上処理の非汚染区域でアレルギー対応食を調理します。対応食の調理につきましては、各々作業工程動線により、細心の注意を図りながら調理しております。できあがったおかずは、対象児童の名前が入った専用ジャーに配食し、個別メニューカードとともに、大きな透明のプラスチック容器に入れます。透明の容器は、事故防止のため、一般食のコンテナには入れずに、配送業者の運転助手が手で持って配送し、学校に直接渡すことにより、事故防止に努めているところです。学校では「いただきます」の直前に、対象児童本人が配送された専用ジャーから給食用の食器に移しかえて食べます。返却も担任の確認サインをいただいたメニューカードを容器とともにセンターに返却することとしています。センターに返却されたら、中身とサインの確認をいたします。例えば、中身が残っていてサインがあり不審に思う場合などには、すぐに学校に問い合わせをするようにしています。また、一般食のおかわりはできないことや、一般食のデザートにつきましても食べることができないことを、担任に面談時、確認をしております。

次に、万が一に備えての対応ですが、新センターの稼働を前に学校給食における食物アレルギー対応の手引きを作成し、各校園に配付しました。この中には、緊急時の対応も載せてありますが、症状に応じて抗ヒスタミン剤や気管支拡張剤エピペンの注射をすること、特にエピペンを使用した場合には、ただちに救急車を要請することとしております。さらに、教師用、園児・児童用、中学生用のリーフレットを作成し、機会あるごとに周知徹底を実施している状況であります。

情報の共有に関しましては、年度当初に新入園・新入学の児童生徒を対象に指導をしていただき、職員会議においては保健上配慮を要する児童生徒の情報が養護教諭より報告され、教師全員が共有しています。また、例えば、小学校では学期に1回ある子どもの情報交換会でも普段の様子や給食の様子も確認しています。

昨年の夏休みには、給食センターにおいて近隣の養護教諭や校長を対象に、対応講座を開催いたしました。講師には県立小児保健医療センターから医師と看護師を招き、食物アレルギーの実態を学び、エピペンの使用の練習もいたしました。今後も研修を通して、最新の情報を得るように努力し、子どもたちに事故なく、安全安心な給食が提供できるよう努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げ答弁いたします。

◇ 嶋中まさ子君

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

〔2番 嶋中まさ子君登壇〕

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子。今回2項目につきまして一般質問をさせていただきます。

まず、緊急速報「エリアメール」システムについてお尋ねします。

あるインターネットのサイトで緊急速報「エリアメール」（災害・避難情報）のことを知りました。このエリアメールは、気象庁が配信する速報・警報、国や地方公共団体が配信する災害・避難情報などを、特定エリアへ一斉配信するサービスです。配信されると、携帯画面にポップアップ（配信内容を自動表示）し、専用の着信音とバイブレーションで知らせてくれます。気象庁から配信される津波情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線などを自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムだそうです。

住民の安全に関わるさまざまな情報を、全国の各地方公共団体より無料で、その地域の住民の携帯に配信するシステムで、全国の自治体に導入が広がっているようで、県内でもほとんどの市町が導入済みだということもわかりました。また、エリア内に観光に来られている方や町内に通勤・通学している人たちにも緊急情報を自動的に送信できるため、非常に優れているとのことでした。

このメールを利用するには、事前に各自治体が3キャリア（NTT ドコモ・au・ソフトバンク）と契約が必要ですが、2011年7月1日以降、無料で契約できるようになったとのことでした。テレビ・ラジオなどより早く多くの人たちに災害時の緊急速報が無料で流れる仕組みです。当町も、早急にこのシステムを導入すべきと考えます。検討しておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

2番目は湖東定住自立圏構想の中間報告について、お尋ねいたします。

平成21年11月に湖東定住自立圏推進協議会が設立されて以来、各部門での調査・研究・共同の取り組みが進められてきています。しかし、地元自治体単独での取り組みや、広域行政組合での事業などとのすみわけがわかりにくいところもあります。部門としましては医療・消防救急部会、障がい福祉・次世代育成部会、図書館部会、観光振興部会、環境・ごみ処理部会、地域公共交通部会、インターチェンジバイロジー部会、地産地消部会、職員人材育成・職員交流部会、コンピューターシステム部会と10部会が設定されています。

当町独自でできない政策については1市4町の規模と財源を生かして、地域住民の安全で安心できるくらしの向上に伝えるべく、各政策についての具体化実現に期待がかかっていたと思います。今3年を経過した中で、それらについて、当初期待していたような成果があったのかどうかについて、理事に2点お尋ねいたします。

1つ、各政策分野ごとの成果と課題について、まとめはできているのでしょうか。

2、予算も執行されている中で、今後いつまでの期間の取り組みとするのか、方向性をお尋ねいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 嶋中議員のご質問のうち、1点目の緊急速報「エリアメール」システムについてお答えします。

緊急速報「エリアメール」につきましては、ご指摘のとおり、国が配信する緊急システム速報、町が配信する災害・避難情報を通信事業者が携帯電話に情報を配信するサービスであります。

NTT ドコモにおきましては、東日本大震災を契機として、従前は有料であった初期費用、接続費用、月額使用料を平成23年7月から無料とされましたことから、急速にその導入が進みました。本町におきましては、国と連動する緊急通報システム「J

アラート」および町単独の「あいしょうタウンメール」で防災情報を送信する仕組みを構築しておりましたので、エリアメールの導入が遅れてしまいましたが、昨年 NTT ドコモのほか、au とソフトバンクも緊急速報メールを開始されたことから、平成 25 年度から、これらのメールが発信できるよう手続きを早急に進めたいと考えております。

住民向け防災情報は、テレビ、ラジオ、防災無線、J アラートをはじめ、あらゆる手段を駆使して、一人でも多くの人に知らせなければならないと考えているところであります。

○議長（本田秀樹君） 理事。

[理事 細江新市君登壇]

○理事（細江新市君） それでは、湖東定住自立圏構想につきまして答弁をさせていただきます。

この構想につきましては、彦根市、犬上郡、愛荘町の 1 市 4 町で連携を図り、地域交通、医療、産業などの生活サービスを維持・拡大し、人口の定住と、この圏域の自立を図っていくとする政策でありまして、平成 22 年度から 26 年度まで取り組むことといたしております。

取り組みの体制につきましては、生活機能の強化、結びつきのネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の 3 つの政策分野に分かれ、それらの部会につきまして、本町は 13 部会に取り組んでいるところでございます。各政策分野ごとの取り組み状況や課題など、事務局であります彦根市において、ただいまとりまとめをさせていただいております。その内容につきましては、総務常任委員会でお配りをさせていただき、説明をさせていただく予定でございます。

また、取り組み状況など、部会単位で市町の広報で、それぞれ掲載をさせていただき、住民への情報を提供をさせていただいておりますけれども、例えば、湖東定住圏事業のお知らせというような別チラシで持って作成をし、全部会の取り組みがわかるよう検討をするように、先般彦根市の事務局に申し入れをさせていただいたところでございます。

そこで、取り組みの概要につきましては、まず、医療関係では、各医療機関などの役割分担と連携を図るための湖東地域医療支援センターが彦根市立病院敷地内に整備するための工事着工の運びとなったところでございます。また、次世代育成関係では、

ファミリー・サポートセンター事業および病児・病後児保育事業が圏域での事業実施を開始をいたしたところでございます。図書館関係では、図書館備品や大型絵本の共同購入を行ったところでございます。人材育成関係では、彦根市サイエンスプロジェクトの実施など科学教育、国際教育の充実を図りました。

また、経済活性化関係では、湖東圏域企業立地基本計画の素案および企業立地ガイドの作成をいただきましたところでございます。また、観光振興関係では、湖東圏域エコ交通推進事業のレンタサイクルや地域創造事業を実施をいたしております。また、地域公共交通関係では、予約型愛のりタクシー事業や路線バスの見直しを行ってきたところでございます。

今後の方向付けにつきましては、現在の事業は5か年事業で26年度の終了となっております。国において事業継続の考え方にもよりますが、次期5か年の継続とするのか、また何よりも各政策分野の成果と課題を整理をする必要がございます。25年度にはその作業を始める必要があるというふうに考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子。再質問をさせていただきます。

エリアメールにつきましては、25年度からということでございますけれども、この間、新聞報道で、今中国の汚染物質の飛来がすごく話題になっておりまして、心配されるPM2.5について、環境省がもう平均70マイクログラムを超えると外出自粛などの注意喚起をするとか、前提とか、そういうような指針やらを、暫定指針やらも出てくるというようなことも書いてありましたですけれども、無料で契約できるということですので、来年度でなくても、もう今すぐ、緊急事態だと思うのです、私なんかは喘息がありますので、本当にこの中国からの大気汚染のそういうことはすごく気になる内容ですし、すぐにそういった状況を、把握できるということも大事だと思いますので、早急に、別に今年度からでもできる範囲で取り組めたらいかかかなと思いますけれども、その点はいかがでしょう。メールの管理も何もいらないそうですし、本当にこれはありがたいツールだと思いますので、ぜひもう少し早い目に導入できないかお尋ねしたいと思います。

それから、定住自立圏構想につきまして、当初立ち上げられました推進協議会は、それを基に、この全体の調整会議みたいなことで進められてきたと思うんですけど

も、それ以後は解散されていると思いますが、その全体調整会議的なことは年間されていくのか。されていないから、25年度に向けてしていかないとあかんということになっているか。

全体を見渡せないと、先日も町内お知らせ版で図書館の定住自立圏の報告はございました。ぱらぱらと個別にはあるような気がするんですね、各部の件につきましても、でも当町は各分野について、特に愛荘町はどういうふうなことがあって取り組むかとか、どういうふうなことを具体的に一緒にやっていったのかということも、ずっと書かれたものをいただいていたので、今おっしゃっていただきました成果も一部あるようですけれども、特に期待がいろいろと寄せられておったと思うのは、地産地消につきましては、当初もらいました資料には愛荘町の役割として、Aとして、中心市彦根と連携して圏域内での生産計画の具体化、学校給食などへの供給システムづくりに努める。B、圏域内での農産物供給拡大を推進するため連携してニーズに合った農産物の生産拡大を図る。C、地元の間伐材の利活用促進など林産物の需要拡大のためシステムづくり構築を図る。それ以外の項目、他の項目と比べて、これは具体的なけっこう取り組み内容が記載されていました。

昨年新しい給食センターができて、地産地消という食育ということの中で、期待が大きくて、地元生産者のお野菜だけではなかなか需要供給が難しい中で、こういった取り組みを、前向きに進めていけるのではと思うんですけれども、実体は難しいのかどうか。そこら辺の今中間報告がなかったんですし、具体的な進捗情報があるのかどうかと思いました。お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） 総務課長。

○総務課長（小杉善範君） それでは、エリアメールを早急にというご質問やっと思います。通信事業者等の契約を早急に締結をしながら、締結次第、配信をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○2番（嶋中まさ子君） お願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 理事。

○理事（細江新市君） 湖東定住圏の関係の質問に対しましてお答えをさせていただきます。定住圏の関係は、22年度からそれぞれの部会で取り組みを進めていただいております。この全体の組織体制というものがございまして、この大くくりは推進協議会、これは各市町長、担当者レベルの会議でありますけれども、その大くくりとい

うのは共生ビジョン懇談会というのがございます。これは法定の協議会でございまして、それぞれの団体の代表者が各市町から2名単位ずつで出席をさせていただいているというような状況です。

本町におきましては、2名のうち、1人につきましては区長総代会副会長が出席をいたしておりますし、もう1人につきましては商工会の会長が出席をさせていただいているというような状況です。先ほどお答えをさせていただきましたように、とりまとめにつきましては、今度の総務常任委員会でお配りをさせていただいて説明をさせていただく予定でございます。

この共生ビジョンの懇談会でありますけれども、年間2、3回の予定で進められております。実は3月1日の金曜日に開催をされたところでございます。今年度の成果について、各部会から説明がございました。ほとんどの部会の事務局を中心市の彦根市が持っておりますので、彦根市の方から説明があったところでございます。その委員からもいろいろとご意見がございました。ただ、この先々のことについては、意見としてはございませんでした。年度が変わりましたら、また中心市の彦根市長から話が出て来るかなというふうに思っております。政権が替わりまして、この先の定住圏事業のあり方ということについては、一応彦根市長が総務省の方へ出向いたという話を聞いておりますので、またこの26年で区切るか、その先のことについて、また協議がなされるというふうには思っております。

そういうことで、全体の組織体制の中ではそういうことが進められておりますし、愛のりタクシーにつきましては、これはまた別に法定の協議会がございまして、公共交通活性化協議会というのがございます。これには愛荘町の方からは老人クラブの代表として2名が参加をさせていただいているというような状況でございます。まあ詳しくは、今度の総務常任委員会では資料を配らせていただいて説明をさせていただく予定でございます。

今もお話がございました地産地消の関係ですけれども、やはりこの事業を推進していくとしますと、やはり広域での取り組みでないとなかなか事業が進まないというようなことで、この事業がひとつ圏域の事業としてとらえられているところでございます。全員協議会におきましても、この圏域での推進計画、また本町での地産地消の推進計画ということについては、説明をさせていただいたというふうに思っております。

ただ、これも具体化していくためには行政だけではできませんので、あらゆるJA

もそうですけれども、そういう体制と一緒に連携を図っていかなければならないなど、これが今後の課題であるというふうに思っているところです。

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

○2番（嶋中まさ子君） 特に、今の地産地消の件につきましては、25年度で、もし広域的な定住自立圏の方が終わって、停まってしまうというようなことではと思いますし、実際、やっぱり今後ずっと影響するいろいろな部分がありますので、ぜひ精査しまして、部門もいろいろと無駄なところとか、必要なところとかもあるとは思いますが、地産地消や環境問題は、特に広域での取り組みは重要な、またごみ問題もありますし、そこら辺は部門ごとに精査しておっしゃっていますが、ぜひ当町だけではなかなか無理なところも多いかと思っておりますので、具体的な取り組みができるか、お願いしたいと思っておりますし、地産地消につきましては具体的な成果はなかったのでしょうか。そこだけお尋ねいたします。

○議長（本田秀樹君） 農林振興課長。

○農林振興課長（北川元洋君） 地産地消におきます定住自立圏での取り組みでございますけれども、消費者のニーズのアンケート調査を行いまして、その集約に基づきまして、今後取り組み等も検討しております。

それと、やはり地産地消の圏域での取り組みの中では、やはり温度差等もございます。先ほど理事の方から説明がありましたように、当町独自で取りあえず行動を起こそうということで地産地消の合同計画を作成したという状況でございます。今後はやはり圏域の中でおきましては、まず地産地消を消費者にご理解をいただくと、その部分から進めてまいりたいというふうに考えております。そのあと、ハード的なものについて、連携がとれるものにおきましては、圏域内で連携を結びながら、地産地消をさらに進めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。再開を10時20分からとさせていただきます。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時19分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

〔15番 辰己 保君登壇〕

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。一般質問を行います。

私は、「愛荘町人権尊重のまちづくりの推進基本計画（案）」の意図するところと、あらゆる人権課題の考え方について質問を行います。

私は2月10日の議員全員協議会において、執行部は愛荘町人権尊重のまちづくりの推進基本計画（案）を示された。執行部はその説明後に、1月30日までに議員からも意見を求める趣旨の提示があり、私は同1月29日に人権政策課に、その意見を示したところであります。

執行部は2月13日の議員全員協議会において、私の意見に対する回答を行っていただきました。私は個人の意見なので行政の回答についてはその場で「たまわっておく」というふうに答えたところです。行政の回答は私の意見には全く答えていないといってもいいと思います。ですから、再度、一般質問でその真意を質すとともに、私は全町民さんにも働きかけを行って、全町民さんに意見を求めていきたい。そうした機会になればと思っています。

私は同特法が失効して概ね10年経過した今日において、「部落差別をはじめ」と記述することで、部落問題・同和問題が最優先課題とされていることに、行政の弊害、そうしたものが起こっているのではないかとこのことを訴えたいからであります。

同和問題に対する意識が大きく変わっていることは誰もが認めているところであります。しかし、まだものが言えない環境にあることも確かではないでしょうか。今日までの同和教育の題材には、「あなたのお住まいはどこですか、また大安や友引を気にしますか、子どもの意見を尊重して結婚を許しますか」、などと問いかけています。初対面でも自然に聞くことがあるわけです。風習を気にするというか、まだ政治の分野においても、またテレビを通して芸能分野においても、そうした気にしているかどうかはわかりませんが、一応そのことを持ち出したりしている。このことは事実であります。子どもの意見を尊重して結婚を許しますか、これについても親であるならば、一応その子どもの姿勢等々は聞くのは当たり前の話です。

こうしたことを鑑みれば、結局は同和問題を語る時、もしくは人権問題の学習会において、私が先生は差別と言われるのではないだろうか、こうした不安を持つわけです。歪んだ教育が行政執行において、大なり小なり、支障をきたしてきたと思いま

す。今なお、そうした影があると思います。

私はそうした観点から、同和地区問い合わせについて、「問い合わせはけしからん」と言うなら、同和地区をなくす、そういうことで解決は1つは行えると思います。この場で申し上げておきますが、問題の根本解決もできるということを言っているわけではありません。こうした問題を大きく取り上げるのなら、しかも法律が失効しているならば同和地区というそうしたものをなくしていけばいいわけです。この取り上げも結局はもの言えない環境をつくっていると思うんです。

確かに、反論する方も多くあると思います。町民意識調査での該当する設問では、18年調査では少なくなっていますが、4.2%の方が無回答です。同和地区と呼称する行政の廃止を求めますが、答弁を求めます。

私は行政自らの到達点を示していると考えます。愛荘町人権尊重のまちづくりの推進計画の基本理念の冒頭に記述しているとおりです。基本理念の2段落目に「人権意識の高まりは世界的な潮流であり、日常生活のあらゆる場面で人権感覚があふれ、人権尊重の精神が当然のこととして根づくまちづくりが求められています。そのためには人権文化をより豊かにする必要で、すべての人間が等しく同じ権利を有していることを認識しなければなりません。併せて云々」と記述している。基本目標にも「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす」と記述しているわけです。

ここから私は愛荘町に籍を有する人、組織をさして町民と呼称している同計画のこうした云々そのものすべてにおいて、大きな問題を有していると思っています。こうした問題を取り上げている時に、すなわちこうしたことを論じている時に、私の回答に対して、結局は総合計画に記述している、また人権尊重のまちづくり条例に記述している、こうしたことを持ちだした回答をするならば、総合計画の反旗である。5年の見直しに際して、現状に合わなければ、その部分を削除ということが望ましいのではないかというふうに思うわけです。

すなわち、そうしたところから現状をしっかりと認識をしていく、私自身、そうして全体の人権の尊重のまちづくりを構築していくことが必要であると考えています。この点について、そうした記述をなくしていくということについての答弁を求めておきます。

確かに、人権問題は大きな社会問題にあるわけです。その大きな1つに今皆さんもご存じのように、体罰問題があります。体罰は絶対に許されないという考え方が今あ

らためて定着しつつあります。しかし、残念ながら一方で、政治家を交えて「体罰がなければ教育ができない」というそうしたことをあげる政治家もあるわけです。こうした集会や講演が行われています。私は体罰を是認・追認する人たちは言い過ぎかもわかりませんが、軍隊教育を追認した思想を持っている。私たちの教育の時もスパルタ教育はいいんだというふうな風潮がありましたし、私自身も時としてそういうものが必要ではないかというふうに思っている時もありました。

しかし、そうした問題がすべてにおいて真剣に協議をしていこう、考え直そう、やはり教育の現場は体罰は絶対に認めないということは定着してきたと思うんです。また、子どもたちに問題がないのに、問題解決の手法を子どもたちに背負わせる政治介入が現実には起こりました。しかも、その政治介入に対して世論が後押しをするような風潮も生まれました。こうしたことに人権尊重のまちづくりは本当に有益になってくる、非常に私は今の社会、愛荘町民の皆さんが人権問題を考える上で非常に戸惑わなければならない状況が今つくりだされていると思います。

こうした風潮の中で、愛荘町が取り組んでいく個別の人権課題を、相互に連携し合って人権施策の推進体制が構築されること、この事を大きく期待しているところです。私が受けた相談は具体的には言うことはできませんが、まさに町民への行政指導が伴う事案であったというふうに思っています。この相談について、各課と相談し、話し合い、やはり結果として、各課が連携して行政指導を行い、早期に解決することの大切さ、しかし、町民さんの中にはなかなかそのことに対して理解をしていただけない方もおられます。そうした人に対しては、やはり我々行政に関わっているものも含めて、全体として人権問題の観点からもその人に理解をしてもらう、認識の考え方を改めてもらう、そうした援助、指導を行っているということを大切さを非常に強く思ったところでもあります。

そうした現状を、私自身の活動をとおして、やはり今人権尊重のまちづくりの推進計画の中に具体的にあるわけです。行政は人権尊重に人権問題に対して、各課が連携しあってあらゆる問題に取り組むということが明確に示されています。しかし、人権問題だけではないんだという、改めて、やはり行政の事務事業において、職員同士がしっかりと事案において連携すると、しっかりと自分のわからないところはよその課に行っても聞く、そしてその場で勉強する、そうしていかないと愛荘町全体の行財政事務事業について、本当に住民に応えた推進をしていくことはできない。こういう

ことを強く訴え、こうした事業形態が実践されるよう強く求め、その答弁を求めて質問とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

〔副町長 宇野一雄君登壇〕

○副町長（宇野一雄君） 愛荘町人権尊重のまちづくりの推進基本計画（案）の意図するところと、あらゆる人権課題の考え方についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の同和地区と呼称する行政の廃止を求めるとのご質問でございますが、同和問題は、ご案内のとおり、日本国憲法に規定されております基本的人権の保障と、真の民主主義の確立に関わる問題でございます。特に現代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題であります。

同和地区とは、同和対策事業の対象となった地区でございます。行政用語であります。行政が同和地区問い合わせ事件等に反発するのであれば、同和地区をなくせばよいのではとのことですが、同和対策審議会答申以降 30 数年が、また地対財特法が失効になりまして約 10 年が経過いたしております。この間の取り組みや多くの方々のご努力により、誤った認識や理解は一定の解消はされてきておりますが、心の中に残っております差別意識は今なお取り除くことができなく、本町においても匿名電話での同和地区問い合わせ事件をはじめ、いくつかの差別事件が起こっております。また、全国的にも戸籍の不正取得と興信所への横流し事件や、不動産開発にかかる土地差別調査、インターネット上での差別等々、陰湿で巧妙な差別落書き事件や差別扇動などの差別事件が増加しております。

同和地区を呼称する呼称しないといった問題よりも、全国民が同和問題の歴史的背景を直視し、自分自身の問題として考え、「いのち・人権」の大切さと重みを深く受け止め、人権を尊重する実践活動をより充実させ行動していく意識化、態度化が差別解消につながるものと考えます。したがって、同和地区と行政が呼ばなくなれば差別意識は払しょくできるとは考えておらず、むしろ部落差別は命に関わる重大な問題であるとの認識のもと、同和問題の解決は行政の最重要課題ととらまえ、今後とも差別撤廃に向け、人権学習や啓発等に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、現状認識と人権尊重のまちづくり推進基本計画（案）の記述のあい離に對す

る考え方のご質問にお答えいたします。

愛荘町総合計画、愛荘町人権尊重のまちづくり条例、また現時点では計画案ではございますが、人権尊重のまちづくりの推進基本計画（案）などで、「部落差別をはじめあらゆる差別」と表記いたしており、その論拠でございますが、おさえておかなければならないのは、部落差別と部落差別を除くあらゆる差別との本質的な違いがあるように存じます。部落差別につきましては、徳川幕府の当時の権力者によって、人為的につくられた身分制度から起こっている差別によるもので、互いの違いはなく、同じ日本国民の中で起こっておりますわが国固有のいわれなき不合理な差別であります。この差別解消は、互いに相手の立場になって考え、行動する愛の精神、いわゆる共感で望むべき問題と認識をいたしております。

また女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、外国人住民の人権等々あらゆる差別問題につきましては、互いの違いを認め合いながら、共生していく姿勢で、差別解消の途は開けるものと考えます。これら差別の本質の違いから、部落差別とあらゆる差別に区分し表記しているものであります。

次に、現状認識の問題でございますが、先のご質問でもご答弁申し上げておりますとおり、現実に全国的に、多くの部落差別事件が発生しております。また本町におきましても、今年度連続して電話での同和地区問い合わせ事件、学校施設への差別落書き事件が発生いたしました。この両事件に関しまして、行政として単に電話で同和地区を問い合わせただけ、単なるいたずらで落書きをしたとはとらえておりません。

その要因・背景には、地域社会に根強く残っております部落に対する差別意識の表れと存じます。差別行為は第三者の介入によりまして、命と人権が傷つけられること、また自分の力でどうすることもできないことで、不利益を被ることなど、差別する側に非があるのであって、差別を受けた側には非はありません。このことはあらゆる差別に通じることでありますが、差別を受ける人にとっては耐え難いことと存じます。これら差別行為を放置することによって、より一層差別の助長・拡散へとつながることも考えており、喫緊の解決すべき課題として人権尊重のまちづくりの推進基本計画（案）の策定を進めているものでございます。

したがいまして、推進基本計画の中でも、差別の本質的な考え方から、部落差別をはじめとするあらゆる差別と表記したものでございまして、現状と課題の中で、その他の人権問題について記載いたしております。けっして、他の差別を軽視しているも

のではなく、現状認識とのかい離はないものと認識をいたしております。

次に、行政執行における各課連携の形態が、事務事業全般に生かされ実践されているのかとのお質問にお答えいたします。例えば、子ども虐待の対応につきましては、子ども支援課、健康推進課、教育委員会の連携が必要でございますし、土地の開発申請に関しましては、建設・下水道課が窓口となりまして、農林振興課、環境対策課、政策調整室、まちづくり推進室、教育委員会などがそれぞれ所管いたします法律、条例、規則などにに基づき意見を付すなど、連携して事務執行を行っているところでございます。また、人権問題につきましても、それぞれ所管いたしております担当課が中心となりまして、関係各課と連携をとりながら事の対応にあたっているところであります。

今申し上げましたのは一部であります。各課が連携して対応すべき事務執行は多々ございます。これらがすべて連携をとって進められているかと言えば、連携がとれていない分野もあろうと存じます。したがって、今後、各課との連携が必要な事務執行にあたりましては、窓口となる課が、関係課との連携を密にしながら進めるよう徹底いたしますとともに、庁内の政策調整会議や課長会議の場で議論を交わすなど、事務執行が円滑に進むよう努めてまいることといたしております。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。再質問を行います。

今答弁をいただいているわけですが、私自身、今答弁をされていることそのものを否定したりするわけではないわけです。例えば、1つ言いますと、昨日も私どもの地元で人権学習会がありました。それで持ち出された資料は、「匿名電話による同和地区問い合わせ事件について考えよう」という資料でありました。その中でも、私は言っているわけですが、当然、問い合わせをしてくる行為そのものが問題である。このことははっきりとしておかなければならないわけです。しかし、どういった意図であるかどうかは私はそれ以上はわかりません。ただ、そこでどなたかが言われるように、この中にも書いてあるわけですが、「新しい住居を見つける時に、それに対しての問い合わせが増加」というふうに書いてありました。

しかし、こうした問題を私は確かに歴史的な問題、今その事も言われました。私自身も部落問題研究会というものに、クラブに入って初めてその事実を知ってきたものとして、その歴史もわかります。しかも、そうした歴史を否定するという行動が戦後

に起こって、しかも労働運動とあいまって部落問題のその問題性、今言われたように、当然日本国民として同じように扱わなくてはならない。それを解決するために同対審が行ったわけで、同特法が生まれてきたわけです。

私自身はそういうことを否定しているわけではなくって、今日の到達を本当にしっかりと見ていこうと。確かに歴史的に日本固有の問題であるということはあるんだけど、新たに今我々に問題が起こってきた、体罰、多くの国民がそれまでは追認・黙認してきたのではないのか、それへの反省。いじめ問題、それは経済活動とあいまって、子どもの中に知らず知らずのうちにそうした問題をつくりだす。歴史の流れがあるのではないかと。探究していければ。皆さん、ここにいる私と同年代の人はそうした問題についても、回想する時に、よく言われます。弱い子に対してはいかなかった。自分もそういうように言います。逆にそうした時は助けにいった。

しかし、歴史の流れというのは、結果としてそうした問題を真剣に向き合うことができなかった。大きな問題提起があつてこそ、はじめて皆さん、私も含めて、この事に対して向き合っている。だから、同和問題も本当にそうした歴史の流れで戦後に本当に向き合って解決をしていこうというので丸となって今日まで来ているわけです。そういうことを私は否定しているのではなくて、今の若い人たちがこのことに対して意識が変わってきている。それよりも自分の生活に起こりうる差別、人権侵害、これについて向き合っている。こうした違いもしっかりと見て、そういう人権侵害、差別に対して人それぞれが向き合っている分野から、あらゆる分野、同和問題も当然であります。なぜそれが同和問題が大きく国民の課題として言われているのか。そこに行きつかなかつたら、やはり真の理解をしてもらうことはできないと私は思っています。

私自身の経験ばかりを言って申し訳ないんですが、高校時代にそうしたクラブに関わり、私自身がその当然わからないわけですから、部員がそうした実態を毎週のように集会などに連れて行って行ってくれました。その彼自身もその当時言われた浅田理論というのがあるわけですが、その浅田理論のゆがみというものが、今日私は大きく引きずっているというふうに思うところがあります。

で、私はある支部長さんとたまたまそうした話合いをする機会があつたわけですが、まあそうした浅田理論やそういうものを持ち出して、支部長さんに「やはり確認会や糾弾会は問題解決にはなりませんよ」とかいう話を論争を1時間ほどしました。あと1時間はその後結果としては談笑をしていたというのもかなり前、議員になってから

だと思います。それでも 20 年経ったと思います。でも数年前、その支部長さんから、そうした論争をしているゆえでしょうが、ある事案についてどのように考えるかという問題提起、問い合わせがありました。そうした時にも私は「やはり地域のもし問題であるならば地域の歴史に寄り添って、やはり解決をしていく以外には道はない」ということでそうした言い方で回答をしたと思っています。

また、ある支部長さんにも、その支部長さんには聞いたことがあります。ある地域で集会があった時に、ある方が参加者に対して、「私の言っていることは間違っているのか、どうなのか」と問われた時に、その集会に参加されている地域の方々誰一人として、それに対してイエスかノーかは言われなかったことに対して、素朴に、ある支部長さんに問いかけた。今はその支部長さんは、地域のことなどで自分からそのことに対してどうのこうのということとはできないということで、その話は終わったわけです。

しかし、今言われるように、大事な問題なんです。大事な問題なんだけれども、結果として、愛荘町の場合は事業が完成できていないから、物事を引っ張っている部分があるのではないかと。このことが私は検証をしていただきたいと思うわけです。じゃあ、事業が完成していないならば、地元の人たちの協力、要するに行政は町民さんを協働のまちづくりを進めると言います。だから、今こそ改めて地元の関係者の協働、協力、これの構築を私は自治会長さんを通してでも進めていただきたい。でなければ、先ほど言いました確か 10 年は経っていないと思うのですが、この議案も、そうした事業をするごとに私は聞いていない、聞いているのか、それすらが、地域でさえ声が上がらない。そうした環境をしっかりとなくしていかなければ、この問題解決には私は真の解決には進んでいかないと思っています。

いずれにしても今言われた答弁の中で言えば、確かに同和地区という呼称をなくすということに対しては、私たちの考えはそうした歴史的背景からも、しかもそのこと事態が、お互いを尊重し合うという原点であるというふうな私の答弁の全体としての声ではないかなというふうに思います。しかし、大事なのは今言いましたようにその人が関わっている問題から、いろいろな差別に対しては認めないんだ、人権侵害は許さないんだということを構築していく。そのために何が必要かというのを、私はとってつけたような質問ではあったんですが、行政の連携、各課の連携を取り上げたところなんです。要するに日常的に今答弁では事業的なことは連携してやっているというふう

な私は答弁でなかったのかなと思います。私はそこを求めているのではないんです。

町民さんが出してきた、町民さんが要望してきているそのことについて、事業ではないわけで、ある面では日常生活に対して町民さんは行政に、窓口を訴えてくるわけです。その訴えがすべてが正しいのかどうかはわかりません。また聞き入れられるものかどうかはわかりません。そうした時に担当課だけに任せていていいのかということです。連携をそこに、連携をしてほしいということです。その連携こそ、まさに人権尊重まちづくり基本計画の推進に書いてあるように思うのです。人権侵害が起こった時に真剣に連携するんじゃないかと。日常的に連携するということを求めているところですが、改めて私自身全体を質問をしているわけじゃなくて、あらゆる差別をなくすという、またその構築のためには各行政が、各課が連携した行政事業、事務事業にあたってほしいということを強く求めているところで、そのことについて再度、事業はわかりました。だから、職員のそうした日常業務の中の連携ということに限って答弁だけを求めておきます。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） お答えをいたします。

いろいろとおっしゃっていただきましたので、焦点がひろえているかどうか、申し訳ございませんが、最後におっしゃっていただきました町民の要望に来ている直接の問題、課題について、担当課と連携というようなことがあったと思うのですが、人権問題に関しましては、当然男女問題、あるいは障がい者問題等々、各課がそれぞれ持っています。

それでも差別事象が起きました時には、当然その担当課が窓口となりまして、担当課いわゆる人権政策課なり、あるいは総務課なりが集まって、その対応に努めております。今おっしゃっていただきましたように、仮に窓口へ何かの要望を持って来られた、またその時の課題について持って来られた場合は、当然各課で解決できる問題はいいんですけれども、できない問題がある場合につきましては、当然その主監を通じて主監同士が話し合いをする。当然各課も話し合いをするというような、やっておるというように認識しておりますので、もしこういった問題が出ましたら、今後とも先ほど申しましたように、政策調整会議もやっておりますし、課長会議もやっておりますので、その場で1つの事例を出していただいて十分に議論をしてお返しをするというような形で、各課連携というのは一番重要だと思いますので対応してまいりた

と思いますので、ご理解をお願いいたしたいというように思います。

◇ 伊谷正昭君

○議長（本田秀樹君） 1 番、伊谷正昭君。

〔1 番 伊谷正昭君登壇〕

○1 番（伊谷正昭君） 1 番、伊谷正昭です。ただいまから一般質問を行います。

まず、最初 1 点目につきましては、空き家対策について質問をさせていただきます。ライフスタイルの多様化による核家族化や単独世帯化などの進展などに加えまして、少子高齢化が加速したことによりまして、最近では空き家が増加をしております。老朽危険な空き家の倒壊などによる住民への具体的な危険が発生しつつあります。今後は高齢夫婦のみや、高齢者の一人暮らしの世帯がさらに増加することとあいまって、さまざまな問題が数多く発生することが懸念をされています。

平成 20 年の住宅・土地統計調査によりますと、全国の総住宅数は約 5,757 万戸ありまして、そのうち空き家は 757 万戸、それは賃貸や別荘またアパート、マンションを除く戸建ての家に限るその他では、全国では 181 万戸ございます。空き家率は約 3.1%、ちなみに滋賀県におきましても 6.2%という統計が出ております。私の住む自治会の周辺におきましても、相当空き家がございます。愛荘町の主な集落を私なりに回って見ましても、空き家が相当あるように見受けられます。

こういった空き家の中でも、今回も適正に管理されていない空き家、すなわち迷惑空き家、特に危険な空き家につきましては、空き家の倒壊、損傷により、隣近所の家にも影響があったりするのが非常に心配をしております。また、道路沿いに空き家がある場合は、通勤、通学時の安全も懸念され、そのほかにも治安悪化や、衛生上のことも懸念をされるわけです。また、樹木にも手入れができず、伸び放題になっておりまして、通行の妨げになり、またブロック塀が倒れそうな危険な場合もございます。

空き家は防災・防犯の居住空間の低下を招き、長年にわたり使用されず適正管理されていない老朽空き家となり危険であるわけです。住民などの安全を欠くおそれがありまして、不安を感じる場所もございます。空き家などに関する相談を受けたこともあります。かつ解決のできないことが多いと思います。そして、何とかしたいという共通の認識があると思ひ、総務課長にお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

1 点目は、町内の空き家の現状をどのように把握をしているのか。また、特に危険

なケースをどのように把握をしているのか。さらに把握をしているとすれば、その状況はどうかというところであります。2つ目につきましては、老朽空き家や迷惑空き家に対し、住民からの要望・苦情にどのように対処をしているのか。中には、隣接の居住者や住民に危険を及ぶおそれがあり、損害を受ける可能性にもかかわらず、対処できず困っているというように聞き及んでおります。住民からの空き家に対する相談と、その対策はどのようにしているのか。相談の窓口はどこが担当をするのか。3つ目は、空き家等の適正管理に関する条例を制定すれば、相談を受けても効果が得られると思いますが、条例を制定する考えはないのか。以上、3点の答弁を求めるところであります。

次に、2点目は人事評価の取り組みと、学校評価の取り組みについて質問したいと思います。地域における行政主体として、高度化、多様化する住民の行政ニーズに対し、住民が主役であるという認識のもとに住民目線で質の高いサービスに心がけ、常に改善・改革に取り組み、効果的に職務を遂行する職員であることをめざしていくのが求められているわけです。そのような中、従来の年功序列型から能力、実績への移行をしようとすることをめざし、給与体系に反映する給与制度の整備の必要性が指摘をされております。これらの状況を踏まえまして、町の人事評価の取り組みについて、町長にお尋ねをしたいと思います。

1点目は町の人事評価の取り組みの状況はどのようにされているのか。2つ目は愛荘町は21年6月から自己申告制度と上司の面談による評価をされておまして、それら3年間査定をされてきたと思いますが、人事とか管理面でどういう形で反映をされてきたのか。3つ目につきましては、町民から見ますと、職員、嘱託職員、臨時職員などの区別がつかないと思いますが、職員以外の嘱託職員などは誰がどのような形で面談を行い、組織および個人の目標を明確にし、もって人材育成の強化、組織の活性化とコミュニケーションの向上をどのように指導をされておられましたか。以上、3点の答弁を求めたいと思います。

次に、教育委員会の職員および町職員の人事評価の取り組みと、学校評価の取り組みについて、教育長にお尋ねをしたいと思います。

1点目は、教育委員会の職員および教職員の人事評価はどのようにされているのか。2つ目は、現在の人事評価は教育の質の向上に、どのようにつながっているのか。3つ目は、評価という観点で、現在、各学校評価が実施をされていると思いますが、評

価はどのようにされているのか。また、学校評価をどのように活用をされているのか。この3点について、答弁を求めるところであります。

3つ目の質問であります。体育施設、愛荘町の体育施設の指定管理制度について質問をしたいと思います。住民の心身の健全な発達と文化体育スポーツの普及振興に図るため、愛荘町体育施設について民間事業者が有するノウハウを活用することによりまして、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成をするために、平成21年4月からスタートしたと思っておりますが、この7つの体育施設の管理において、多様化する住民のニーズへの効果的、効率的な対応に寄与をされて来られましたが、指定管理業務が残り1年、1年というのは26年で、新しいスタートになるわけですけれども、今日まで町と指定管理者との間で締結をされた協定書を遵守して、適正に管理運営を行っているのか。また、経営の努力などによりまして、体育施設として目的を全うし、サービスの向上と経費等の縮減、収益の向上などを実現をしていくことについて、教育次長にお尋ねをしたいと思います。

その1点目は、定期的なモニタリングの実施と評価はどのようにされているのか。2つ目につきましては、愛荘町体育施設（指定管理業務）の26年度以降の維持管理体制について、町体育事業ならびに維持管理の更新についての方針と具体的な提示をすることを求めたいと思います。3つ目につきましては、中央スポーツ公園の現状の管理内容は無駄ではないかというふうに思います。また、指定管理へ移行するための実績として妥当であるかを尋ねたいと思います。以上3点について答弁を求めたいと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 伊谷議員のご質問のうち、人事評価の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

まず、現在の取り組みですけれども、愛荘町の規模の組織でありますと、お互いに顔の見える範囲であり、それぞれまた各管理職においても全体の職員像をよく把握しておるところであります。本町では規模の大きい組織で人事の公平を確保するため実施しているような専門的、技術的な人事評価ではなく、職員の意欲や希望、健康状態を把握したうえ、適切な指導・助言をできることを目的に、独自の評価を行っております。その方法は、責任感、積極性、協調性、企画力、判断力、折衝力、迅速性、正

確性など 11 項目について、所属長に各職員の資質や能力などを評価させ、指導・助言・育成に活用いたしております。

また、職員自身による自己診断として、応対やマナーなど 4 項目の本人考課を行い、自らの反省点を自覚させるとともに、自らの向上心を喚起しているところでもあります。

2 点目の自己申告制度と面談であります。年 2 回、上司との面接を実施し、その際、職員自己申告書によって自己のチャレンジ計画として目標管理を行うことを義務付けております。その意義は、自己の職務遂行上の年間業務計画と目標設定を、それぞれに意識づけるとともに、健康状態あるいは家庭の事情を把握したうえで、職員の意欲に添える人事管理に努め、勤務能率の向上をめざそうとしているものであります。また、自己申告書に人事異動の希望も書かせておりますが、できるだけ希望に添えるよう努力をいたしております。これらの対応を通じて、能力開発、健康管理、人材育成、モチベーションの強化を図っており、組織の活性化につながっているのではないと思っている次第であります。

3 点目の非正規の嘱託職員等に対する面談についてであります。所属単位に毎朝の朝礼や職務を通じて、連絡、報告、相談を密にし、課題や情報を共有し、組織の管理と職場のコミュニケーションを高め、円滑な事務執行体制の維持に努めているところでもあります。非正規職員について、改めて面談については現在のところ、実施できておりませんので、今後上司との面談を検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○総務課長（小杉善範君） それでは、伊谷議員の空き家対策について、お答えをさせていただきます。

愛荘町内における空き家等については、本来、所有者の責務において管理されるものであります。所有者等も個々の実情や個人情報保護の観点から実態を現在のところは把握していないというのが状況であります。住民の皆さまからの苦情や要望等の相談窓口は各事務事業につきましては、担当課において対応をいたしておりますが、各課に属さない業務につきましては総務課が所管をいたしております。

所有者等が何らかの事情により、管理責任を果たさないことによる老朽化した危険

な空き家等については、関係者のほか地域住民や自治会などで対応をいただいているところであり、一方、個人の私有財産であることから、行政が対応するには限界があり、建築物の除去に要する費用も多額であり、現実的には困難を極めるものであります。今後も危険回避と安全確保などの問題解決のため、各自治会の方々や関係機関とともに、その建物の所有者等に適正な管理を努めていただくよう働きかけていきたいと考えております。

空き家の適正管理に関する条例につきましては、全国的に平成24年4月現在で50余りの、どちらかと言えば人口の減少の激しい地方自治体が取り組んでおられます。しかし、条例化につきましては、危険な空き家の除去に際して、行政による代執行権を規定するか否か、個人の財産権と条例との法的な整合性が問題となっており、十分に研究すべき課題が数多くあると思われまます。

このため、本年度、滋賀県町村会では、建築基準法に基づいて、建築指導主事を設置している滋賀県に対し、同法第10条に基づく適正な措置を講ずるよう、政策提言を行ったところであります。今後、空き家対策への機運の醸成とともに、その把握方法や先進事例を参照するなど、研究をしてみたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 伊谷議員の教育委員会に関する人事評価についての質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会の事務局職員にかかる人事評価は、先ほど町長が答弁させていただきましたので、それと同様であります。答弁させていただきます。教職員の人事評価は、昭和33年に制定された滋賀県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則や、滋賀県公立学校職員の勤務評定実施規程、さらに平成18年度より開始された新しい人事評価制度の試行実施要綱に基づいて行っております。その趣旨は、教職員の資質・能力の向上や人材育成を進めることにより、学校の活性化を図るとともに、教職員一人ひとりの努力や実績を適正に評価し、教職員の意欲の向上に結び付け、教育の充実を図ることです。

具体的には、目標によるマネジメントと業績・総合評価による構成となっております。目標によるマネジメントは教職員一人ひとりが学校教育目標を踏まえて設定した自己目標について、管理職の指導助言を受けながら、その達成に取り組み、進捗状況

や達成状況を自己評価し、改善や向上を図るものです。業績・総合評価は、目標によるマネジメントの職務遂行状況の観察や職務全般や適性など、管理職が総合的に評価するものです。P D C Aサイクルに則り、目標の設定や実施、さらに取り組みの改善、次の目標の設定を繰り返し、向上を図っていきます。成果がすぐに出るものや、継続的に積み上げることによって向上するものなどさまざまではありますが、教職員の意欲や力量、さらに教育の質の向上につなげるよう努めています。

次いで、学校は学校設置基準の規定により、学校評価を行い、教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するために学校運営状況の点検や評価を行っています。さらに、平成19年6月、学校教育法の改正により、公表や設置者への報告が義務付けられました。

具体的な内容としては、教職員による自己評価、保護者や学校評議員等による学校関係者評価、さらに専門的に客観的立場から行う第三者評価などに区別されます。自己評価は公表や設置者への報告が義務付けられているほか、学校関係者評価の公表や設置者への報告は努力目標とされています。評価項目では、学校運営や施設管理、指導に関わることや学年や学級経営に関わること、行事に関わること、P T Aに関わることなどがあります。学校運営や教育実践について学校内部や外部から評価を行い、より充実した取り組みにつながるよう努めるとともに、結果を学校便り等で公表し、家庭や地域の皆さまの学校教育へのご理解やご協力、ご支援をいただくよう努めるところであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

〔教育次長 村西作雄君登壇〕

○教育次長（村西作雄君） それでは、私からは、まず指定管理の関係で、1点目の定期的なモニタリングの実施と評価をどのようにされているのかというご質問にお答えをしたいと思います。

体育施設の指定管理者への定期的なモニタリングは、毎年10月に実施し、協定書や仕様書通りに業務が履行されているか。良質なサービスが提供されているかなど、愛荘町指定管理者制度導入施設のモニタリング制度に関する基本方針ならびに指定管理者年度総合評価表に基づきチェックをしております。また、モニタリングでの評価項目につきましては、管理運営状況や収支状況、指定管理者による自己評価および町の指標により総合評価をしております。そのほかにも、毎月1回の定例会を実施し、

施設の管理状況、協議項目、報告項目、点検等の実施報告、施設の利用状況の報告を受け、両者で必要な案件については都度協議をし、改善を図っております。

以上のチェック体制により、住民サービスの向上に向けた成果や課題を一つひとつ検証することによって、その後の指定管理業務に活かすととともに、住民サービスの低下や重大な事故等を未然に防止し、指定管理者が利益第一主義に走ることをないよう留意しております。

2点目の平成26年度以降の維持管理の更新についての方針であります。現在は旧愛知川テニスコートを除く6施設の指定管理をお願いしているところでありますが、平成21年4月より指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設利用者へのサービス向上および管理運営経費の縮減を主な目的に、町の共催事業や指定管理者が行う自主事業を主業務に、町の生涯スポーツの新興を図ってきました。来年度の中央スポーツ公園の管理・運営については、町で直接管理し、事業としてはアーチェリー教室の開催や、大会等を予定し、競技人口の増加や個人も含めた施設利用者の定着を目指していることとしております。

平成26年度以降につきましては、先の体育施設の指定管理が切れることになり、2期目にあつては中央スポーツ公園を含めて、全ての体育施設を指定管理者の全体的な管理体制にする方法と、中央スポーツ公園を分離して指定管理する方法がありますが、本公園は県内唯一のアーチェリー場を有していることや、「アーチェリーの町、愛荘」として特色ある施設にするため、さらに検討を重ねたいと考えております。

次に、3点目の中央スポーツ公園の現状管理内容と、指定管理へ移行するための実績であります。中央スポーツ公園の管理は、利用者の利便を図るため、土・日曜日に開館している愛知川公民館が所管し、今年度管理費用として約830万円を計上し、その主なものは天然芝の養生や人工芝の砂充てん、調整池の除草であります。これらの経費については、中央スポーツ公園を快適な環境で利用いただくための必要経費と認識しております。

今後も、中央スポーツ公園の管理運営については、経費の無駄を出さないよう注意を払い、施設管理運営に努めたいと考えております。なお、人工芝部分は昨年4月から、天然芝部分は10月から本格オープンしたものであり、施設全体の年間トータル実績はありません。いずれにしましても、新年度において、施設の有効利用のための予算を計上しておりますので、その実績を今後の指定管理につなげていきたいと考え

ております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷です。再質問をさせていただきます。

今ほど答弁をいただいた中で、ちょっと順不同になるかもわかりませんが、1つは空き家管理、適正管理ということの観点から、この愛荘町の空き家に関しても、危険な空き家のことについて、今のところ町としては把握できていない。これはいつごろまでに、そういう調査なり、検討をされるのかということ、まず1点お聞きをさせていただきたいと思います。

それと、2点目につきましては、人事評価についてであります。これはちょっとこの言い方はおかしいんですけれども、職員さんは100%ということは確証はありませんので、この言い方はちょっとおかしいんですけれども、評価の低い職員に対して、どのような解決策を指導されて、行動力なり実践力をどのようなことで身につけさせようとしているのか、この点について少しお聞きしたいと、こう思うと思います。

もう1点は、今の指定管理についてであります。定期的なモニタリングを実施をされて、評価をされているのは、今ご答弁をいただいたわけですが、今日まで22年でしたか、減免に対してと思うのですが、指定管理料、増額が、確か260万円あったと思うのですが、これがどういうことでされたかということと、もう1つ、これは指定管理料の収支の問題で上げられたのか、減免に対してあげられたのかということをお聞きをさせていただきたいと思っております。

それと、今日までの収支計画ならびに収支バランス、そういう形がどういうものであったかということ、もう1つお聞きをしたいと思います。

それと、先ほど答弁の中にありました減免使用料の負担ということで、協定書に明記されているとかいうことも、お聞きをしたいと思います。以上、この3点についてご答弁をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 私から人事評価についての再質問にお答えをいたします。

評価の比較的低い職員に対してどうしているのかというご質問でございますが、高い低いの評価自体はしていませんが、それぞれの職性に応じた指導と言いますか、公平に研修の機会を与える、積極的に研修を受けてもらいたいということは私からもたびたび言っておりますし、研修の機会がたくさん準備されている、まだまだ参加意欲

が少ないなど正直思っています、研修センターでの計画を見たら、「これとこれとこれとは参加されるといい」と言っていますし、新採の職員には時々上司から「今年の新採はどうや」ということは聞いたりしております、その新採にやっぱりいいところを引き出してもらって、足りないところもあるだろうけれども、そこは十分指導をするようにというふうな形での指導をしているということでございまして、それぞれやっぱりいいところもあれば悪いところもありますので、あるいはやっぱり役場というところは住民さんの評価が大変厳しいものがありますから、そういった声に対しても適正に上司から指導が行けるようにといったことを気をつけてやっているということでございます。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 今の件につきまして、教職員の方の説明をさせていただきます。教職員の方は服務可能権は学校長にありますということで、校長、教頭の監修、また主幹教員という制度のある学校もありますので、その3名で指導をしているということが1点であります。その指導がどうしても能力アップにつながっていない、資質向上につながっていないという場合には、教育委員会を通じて県へ報告をして、県の総合教育センターの方で1年間そこで研修をする。1年でもできなかつたら、続けてまた2年目も取り組む、そういう方向で研修制度がありますので、それを活用させていただいております。現状ではこの町では総合教育センターの方へ研修にやらせている職員はおりません。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） お答えしたいと思います。

空き家の調査をいつぐらいにするかというふうなことだったと思いますが、空き家についての概念と言いますか、どれが空き家というふうにとらまえるかというところ辺がございまして、その辺については、まず内部で議論したいと思っておりますし、調査の方法につきましては、また区長総代会等で議論させていただいて、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（村西作雄君） それでは私の方から指定管理についての再質問にお答えいたしたいと思います。まず、260万円の増額ということで、これは当時、地域スポーツクラブとか、新しいクラブができてきた中で、その減免に対する考え方を一定整

理していこうというような形で、その中で当初に結ばせていただいた指定管理料では、やはり減免の費用、すなわち指定管理者に入っていくお金が少なくなるというようなことで、それを一定教育委員会で整理をさせていただいた中で、指定管理料に上乗せするような形で減免分を固定していくというような形で260万円というお金をコンプリートさせていただいたというふうに認識をしております。

その指定管理料の補てんの部分での収支バランスということでのお聞きだと思いますけれども、これは指定管理者につきましては、当初から、この5年間でどのような人件費が者としてかかっていく、あるいはこれに対してどのような出費があるのかというようなことの計画書を出していただいた中で5年間の指定管理でございまして、一定その利用度合い、あるいは自主事業の実施状況等によって収支バランスというのは計画どおりにはなかなかいかないということもあるやに聞いておりますけれども、今後、あと1年の指定管理期間でございまして、その分を含めて進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、その260万円部分についての協定書に対する明記のことでございますけれども、これについては詳細、生涯学習課長がお答えをいたします。

○議長（本田秀樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（上林忠恭君） 先ほどの260万円の詳細につきましてはですが、今の次長の答弁と重なる部分があるかもしれませんが、当初、減免団体が21年度ですけれども、減免団体がほとんどでありまして、その1年後に22年度に地域スポーツクラブとかいろいろな団体がまた新しくできたことによりまして、減免負担等の団体等につきまして、内規で一応詳細を協議のうえ作成させていただきまして、その協議結果の内規を減免の規定に基づきまして、全体を洗い出して、その中で最終的に260万円という流れで5年間コンプリートで減免額を出させていこうと、補てんしていこうという形になっております。この減免につきましては、一応利用料に対しての実績利用に対しての残りの補てんということになっております。そのことで260万円ということで現在も、あと残すところ24年度実績はまだ出ておりませんが、24年、25年もこういった形で収入の方はなっております。利用料と減免補てんと、この合計額が全体の利用料ということで協定にあげております。協定書の中身ですけれども、詳細には減免分という明記はされておられません。協定書の中に協定額に減免の補てん分を含んでおります。以上です。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷です。再々質問をさせていただきます。

1つは、先ほどの総務主監のお話にありました空き家対策の中で危険、特に迷惑家屋の空き家、危険な空き家、それについてはある自治会とか、区長に聞きますと、そういう壊れかかって、通路とか、そういう通学路とか、そういうところに今危険を及ぼすであろうというので、相当懸念をされているんですけども、そのことについて、同じ自治会、字内で住んでなかなかそれは当事者に言えないということがあって、町にも相談されたんですけども、なかなか難しいなというような形でございますので、今後もしそういう事故があると非常にあと大きな問題になってきますので、そういうのをどうすればいいかということについて、ちょっと答弁を求めたいと思います。

それと、もう1つ、体育施設の指定管理の件についてですけども、この3、4年間ですか、やって来られまして、もう1つちょっと今の答弁では見えなかったんですけども、その指定管理者の自主事業ですか、各教室いろいろな教室をして、住民の早期に対する行政の持続可能なことをあがっていかなければならないのはそういう自主的な事業だろうかと思っておりますので、その面は今日までされているのか、されていないか。それについて答弁を求めたいと思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） お答えしたいと思います。

危険な空き家等の放置に対する対応と言いますか、それについてのご質問かと思いますが、従来から先ほど言いましたように、空き家というものにとらまえ方と言いますか、どれを空き家というふうに考えていくかという話でございますけれども、先ほど言いましたように、空き家そのものについては個人の財産等もございまして、そういう観点から言って、放置をされているもの、もしくはたまには利用されているものもあるかもわかりませんが、その辺のまず範疇をとらまえていかなあかんかなというふうなことは考えさせてもらっております。

ただ、台風シーズン等における暴風雨によつての危険度合とか、あるいはそれ以外でも風と、あるいはその他の要因での危険具合によつての対応というものは必要だと思っておりますけれども、台風シーズン等については消防関係なり、あるいは行政関係で見回り等をさせていただく中で、それらについては重点的に注視させていただいております。平常時からの把握となつてまいりますと、前段申し上げましたような財産権等

もごさいますので、この辺については先ほど申しあげましたように、区長総代会でもその辺を議論してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、ちなみに私の方には相談等についてはちょっと把握を今いたしておりませんので、当初どこでご相談いただひて、その辺の対応をさせていただひたか、ちょっとその辺また調査をさせていただひたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（本田秀樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（上林忠恭君） 先ほど伊谷議員の再質問ですけれども、体育施設の過去21年から23年まで、現在までの自主事業の状況はということで、ご質問がありました。

自主事業につきましては、現在はテニス教室を実施しております。現在というか、過去21年から23年まで、一応テニス教室を中心に自主事業をやっております。今後、一応テニスを中心に、また皆さんの住民のニーズにあったスポーツ等を自主事業として実施していただひよう、指導等もしながら、協議しながら、今後進めていきたひと思ひます。以上でございます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。一般質問を行います。まずはじめに、就学援助費について質問します。

無償とされている義務教育の小中学校においても、学用品・制服・給食費など学校教育に多くの保護者負担があります。経済的に困難な状況があっても子どもたちがお金のことを心配しないで学校で学ぶために、国民の権利としてあるのが就学援助です。就学援助を受ける小中学生は、1997年に全国で78万人、小中学生の6.6%だったものが、毎年増え続け、2011年度は過去最多となり、全国で157万人、小中学生の15.6%となりました。背景として、子どものいる世帯の所得減少が考えられます。厚生労働省の国民生活基礎調査の結果を1997年と2011年とで比較すると、18歳未満の子どもがいる世帯の平均所得は124万円減少し、2011年には658万円となっています。

特に就労形態が1ヵ月以上1年未満の雇用契約の世帯では世帯所得が453万円、1ヵ月未満の雇用契約の世帯では204万円と厳しいものとなっています。

愛荘町でも教育委員会は愛荘町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱を告示し、学校教育法第19条に基づき、経済的理由により、就学困難な学齢児童生徒に対して必要な援助を行い、もって義務教育の円滑な実施を図ることを目的に就学援助費の支給が行われています。親の所得の減少による子どもの貧困化が社会状況となっている今日、また政府が生活保護基準引き下げを公言している状況の中で、この就学援助費の支給は、小中学生の就学を保障するために、今後ますます重要になってくるものと考えます。そこで就学援助費について、次の6点を質問します。

- 1、今年度の認定者は全生徒の何%か。
- 2、今年度の認定者は申請者の何%か。
- 3、どのような方法で周知されているか。また、給付内容や認定基準が具体的にわかるように案内されているか。
- 4、どのような申請方法か。働いている人が申請しやすいか。
- 5、申請者の認定をどのような方法で、またどのような基準で決定するのか。
- 6、2010年度から国庫補助基準に部活動、生徒会費、PTA会費が項目として追加されたので、その実施を求める。以上、6点の質問に対する答弁を求めます。

次に、食物アレルギーについて質問します。

昨年8月20日付けでぷくぷくほっぺの会（愛荘町アレルギー児を持つ親の会）より、町行政と議会に「みんなが食べられる給食を出してください」という表題で、次の4項目の要望書が出されています。

- 1、食物アレルギー完全個別対応特別給食の提供を求めます。
- 2、全品給食が食べられず、自宅から代替品を持参する場合、移行措置として給食費の減額を認めてください。
- 3、園・学校でのアレルギー児に対する環境整備を行ってください。
- 4、未就園児のアレルギー児を持つ親の相談窓口を設置してください。

当事者の要望に対して、ていねいに適切に対応すべきと考えますが、この4項目について対応をどのように考えているのか、答弁を求めまして終わります。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

〔教育次長 村西作雄君登壇〕

○教育次長（村西作雄君） それでは、私の方からは食物アレルギーの関係についてご答弁をさせていただきます。ぷくぷくほっぺの会からの要望書でございますが、本年3月末までに回答をお願いをしたいということでございますし、現在、教育委員会でいねいな対応をさせていただくため、鋭意協議中でございますので、詳細な答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

さて、ぷくぷくほっぺの会は、アレルギー児を持つ親の団体として3年前に結成されたと聞いております。結成当初は、給食センターが建設される設計段階の時期でありまして、特に給食センター内部にアレルギー専用の調理室をつくってほしいという会からの強い要望もあり、町で検討した結果、県下でも数少ないアレルギー調理室が完成いたしました。

当然、平成24年1月の完全給食実施の時点より、卵や乳製品のアレルギー対応食を実施してきたところです。しかし、卵や乳製品以外のアレルゲンを持つ園児・児童・生徒に対しても、対応食を実施してほしいという会からの要望もあり、昨年4月からは、えび・かに・落花生・小麦・そばの5品目を追加し、合計7品目に拡大し、アレルギー対応食を実施してきたところです。

このことにより、対応食の範囲が拡大され、対象児童や保護者の方にも十分ご理解いただけたのではないかと考えております。一方、経費面においては、一般食の給食単価に比べ、アレルギー食の給食単価は非常に高く経費がかかっている現状で、一般食に比べ約7倍の経費がかかっています。内訳は、アレルギー対応食専門調理人の人件費やアレルギー調理室の管理費、食材費などですが、こうした多額の経費をかけ対応させていただいていることをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 教育振興課長。

[教育振興課長 青木清司君登壇]

○教育振興課長（青木清司君） それでは、瀧議員の就学援助費制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会では、学校教育法第19条の規定に基づき、町内に住所を有し、町内の小中学校に就学をされているお子さんがおられるご家庭で、経済的な理由により、就学に必要な経費の負担にお困りの保護者の方を対象に、学用品などの一部を援助する就学援助制度を実施しております。

まず、質問の1点目でございますが、平成24年度の認定者は、全児童生徒の何%かということでございますが、平成24年度の5月1日に行いました学校基本調査によりますと、全児童生徒数は2,056人で、そのうち要保護、準要保護認定人数につきましては、この1月末現在で209人でありまして、全体の10.2%となっております。

2点目の平成24年度の認定者は、申請者の何%とかというご質問でございますが、要保護、準要保護の申請人数、1月末で219人で、そのうち認定されたのは209人ということで95.4%となります。

3点目の制度周知の方法でございますが、毎年2月に就学援助制度をお知らせをするチラシを各小中学校を通じて、現在中学3年生を除く小中学生全員と、来年度に入学の新1年生、小学校1年生を対象に配付をしております。小学校新1年生は1日入学の説明会においてお知らせチラシと一緒に申請書を付けて配付をしております。また、この申請書は現在の認定者にあらかじめ各学校から配付しており、他の児童生徒につきましては希望者に各学校および教育委員会ならびに役場の窓口で申請書を受け取っていただくようにご案内をしているところでございます。給付内容と認定基準につきましては、全児童生徒に配付する就学援助制度についてのお知らせチラシに記載をしております。

4点目の申請方法についてのご質問ですが、申請は所定の申請書に必要書類を添付のうえ、各学校を通じて教育振興課に提出をさせていただいております。年度途中の申請につきましても同様の方法としております。各学校が窓口になっておりますので、働いている方でも申請は可能であるというふうに考えております。

次に、5点目の認定基準についてのご質問でございますが、準要保護の認定要件につきましては、児童扶養手当を受給をされている世帯の場合は、その証書の写しが必要となります。児童扶養手当を受給されていない世帯の場合につきましては、同一世帯人の収入状況を確認をしまして、前年の世帯の収入の年額が生活保護法による世帯の需要年額の1.2倍以下の場合が対象となります。また、要保護の認定要件は、生活保護法に規定する教育扶助を受けている世帯とし、修学旅行費、医療費のみが対象となっております。教育委員会で認定作業をいたしまして、学校を通じて保護者に通知をしているところでございます。

最後に、6点目の2010年度から国庫補助基準に部活動、生徒会費、PTA会費が項目として追加をされたので、その実施を求めることについてでございますが、生活

保護法ではご質問の3経費につきましては対象となっているため、要保護に算定されているものと認識をしております。今後は準要保護への延長対象に向けて、近隣市町と協議をしながら調整を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。再質問を行います。

答弁の順番からさせていただきますので、まず、食物アレルギーの方から再質問をさせていただきます。今、鋭意検討中で、会の方にもまだ答えを返していらっしやらないということでしたので、具体的には答弁はいただけなかったというふうに認識させていただきましたが、それでは、会の方にいつ返答されるのかということが決まっていれば、答弁をお願いしたいと思います。この要望書の中では今年度中の回答を求められておられますので、昨年8月に要望書が出されて、かなりの期間が経過しております。そういう面でいつ回答をされる予定かということ、答弁をまず求めたいと思います。

先ほど質問いたしました就学援助のところでもそうですけれども、子どもたち一人ひとりには等しく教育を受ける機会が与えられています。ですから、アレルギーを持っている子どもたちも、例え少数であっても、等しく給食という教育を受ける権利があります。また、要望書の説明資料の中でも、学校給食は在学するすべての児童生徒に対して実施するものとする定められている学校給食基準のことが述べられています。教育委員会の方の努力も、今まで給食センター、稼働されて1年ちょっとですので、進んでこられたので努力も理解いたしますけれども、やはり当事者の方々も、毎日大変な思いもされていますので、その点も費用の事も言われまして、理解してほしいというふうに答弁されていますけれども、やはり、こういう教育基本法や学校給食基準の立場に立てば、これは費用の問題ではないと私は考えます。要望にある食物アレルギー完全個別対応給食の提供は、このような法律の立場に立てば必要なことであります。そして、その実施が難しければ、家から食べられるものを持参しなければならないわけですから、何もその子が好き嫌いがあるってそうしているわけではなく、体の問題からそういうふうにならなければならないわけですから、給食費の減額もとるべき手段であると私は考えます。

長野県の松本市には教育委員会は給食センターが稼働する前に視察に行っておられ

ることを知っています。私も一人で行ってまいりました。電車とバスを乗り継いで行ってまいりました。そういうことで、その長野県の松本市では「学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」というものが定められています。ご存知かと思えますけれども、やはり視察に行って来られたわけですから、視察して何を学んで、我が町にどう活かすかということが大切だと思いますので、このようなことから教育基本法の等しく教育を受ける権利、また学校給食基準の学校給食を在学するすべての児童生徒に対して実施するものとするという、このような立場にたつての見解を求めておきます。

そして、その他ですが、アレルギーのことについては、先ほど1番の徳田議員のところでも質問されていたように、東京都調布市の死亡事故を受けて、文部科学省から平成24年12月26日付けで各都道府県に、「各学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等の対応等について」という連絡が来ていることと思えます。そういうこともあります。当事者の保護者の方々、当事者含めて、やはり心配はごもっともであろうかと思えます。

それで、「園・学校でのアレルギー児に対する環境整備を行ってください」という要望があります。その点については、ぷくぷくほっぺの会の方々の詳しいその要望についての説明資料がありますので、これを再度、これは大切なことですので、読みあげさせていただきたいと思えます。

説明資料の中の3の(3)というところですが、ここと(4)をちょっと読ませていただきたいと思います。担任だけではなく、その児童生徒に関わるであろうすべての職員の共通認識を持ってください。これぐらいは大丈夫だろうという根拠を伴わない安易な考えを持たず、児童生徒に対処してください。判断を間違えると児童生徒の命に関わることを十分に理解してください。アレルギーの情報の引き継ぎを願います。特に進級時(担任の交代も含む)、進級前後の担任、養護教諭、学校の代表等でアレルギー児についての情報交換の機会を設け、その後、今年度は学校などでどのように対応するかを決まり次第教えてほしいです。成長に伴い、調理実習や校外学習など、アレルギーを扱う回数が増えることもあり、定期的な(毎年の進級時には必ず)話し合いを必要と考えます。家より持参した、先ほど代替え食と言いましたが代替食かもわかりませんが、代替食の安全管理を徹底してください。給食が食べられない、もしくは食べた場合にアレルギー反応が出るから弁当を持参していくのです。アレルギーが混入した場合の責任はどうなるのでしょうか。興味本位とは思われますが、他

の児童が蓋を開けた例があります。また、体育の授業などで教室が不在の間、弁当がいたずらなどされて被害を受ける可能性も考えられます。保護者も仕事や外出などの用事で代替食を再度要求されても対応が困難な時もあります。冷蔵庫や大人の目線での安全な保管が必要です。

(4) ですが、他の児童生徒に食物アレルギーについて正しい知識を伝えてください。教職員の中にも、いまだに食物アレルギーを好き嫌いにとらえている方がいるようです。アレルギーを食べた場合、どれだけ子どもの体に負担がかかるか認識し、周りの児童生徒がいたずら半分で食べさせたりしないように注意してください。

ということが、学校側への要望として詳しく書かれていると思うのですが、この文については、やはり学校の先生が全員が把握していただかないと、やはり伝わらないと思うので、この文を学校について配付されたのかどうか。そして、それぞれの2幼稚園、4小学校、2中学校の先生全員に読んでいただいたのかどうかということについて答弁をお願いしたいと思います。それだけアレルギーの再質問とさせていただきます。

次に、就学援助制度についての再質問をさせていただきます。5としての質問をさせていただきますましたが、認定基準の事です。要保護については生活保護世帯ということではっきりしています。準要保護の基準の中の1つとして、就学援助の申請をしようとする年の前年度の世帯の収入の年額が生活保護法による世帯の年額の1.2%以下、先ほども言われておられましたけれども、それで学費の支弁が困難と認められる世帯というふうにあります。この部分の認定状況がどうなっているのかということについて、他の部分については私の要綱の方ですか、見させてもらいましたが、まあまあはっきりと基準が示されていますが、この部分はまあまあいろいろな場合が考えられるというふうには思います。そういうことで、先ほど95.4%が申請された中の認定者だというふうに聞かせてもらったので、あと4.6%は申請したのに認定されなかったということになりますので、ここの部分がどうかということを思いましたので、そういう状況について認定の状況ですけれども、答弁をお願いしたいと思います。

また、今の分に関わってですけれども、今後国が生活保護基準を引き下げた場合、現在要保護として、就学援助を受けていても生活保護から外れてしまえば、準要保護として就学援助を受けることになり、現在の準要保護の生徒は就学援助費がもらえなくなることになります。それで、1で答弁されましたが、全生徒の10.2%が認定者で

あるということを言われましたが、この認定数も減少してくることが考えられます。所得が上がるわけでもないのに 1.2 倍の枠から外れて、援助が受けられない場合も出てきます。それは教育基本法で言う等しく教育を受ける機会を与えられなければならないということに関するものです。学校教育法でも経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村が必要な援助を与えなければならないと定められています。1.2 倍という数字は町単独で定めているもので滋賀県では、調べさせてもらおうと、条例に例規集を見て載っているところも載っていないところもありました。しかし、だいたい滋賀県では多いということが伺いましたが、全国で行くと 1.3 倍から 1.5 倍の自治体もあるようです。このようなことから、今後、生活保護基準に対する倍率を、このような生活保護基準が引き下げられた場合、その時にその場合、こういう倍率を、生活保護基準に対する倍率を引き上げる考えはないのかどうか、その見解を求めまして再質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 給食センター所長。

○給食センター所長（満島徳男君） 瀧議員の質問にお答えをいたします。アレルギーの回答ですけれども、要望書によりますと 3 月末になっておりますので、3 月末を回答予定といたしております。

現段階なんですけれども、完全個別対応特別給食というようなことで要望が出されておりますけれども、個人のアレルゲン別に対応できる個人的な給食、例えば、病院で言いますと個人食、そういうような特別食だと考えております。現在のところ、全アレルゲンに対応できておりませんけれども、去年から 7 大アレルゲンに拡大してきました。そして、25 年度の予定なんですけれども、落花生を給食材料から除去しようということで、そばと同様なんですけれども、やはりそういう除去することによりまして事故を防ぐということも考えております。そして、大豆ですけれども、これは調味料を除いた本来のパッと目で見えてわかる大豆、例えば納豆であるとか、大豆を交えた何かおかずであるとか、そういうものは代用食で実施していくというようなことを考えております。

あと、自宅から代替食を持ってきておられる児童の保護者さん、児童がおられるわけですけれども、現在、毎日弁当持ちで来ている子というのは 3 人おまして、それは毎日ですので給食は食べていません。それで、お母さん方は大変努力、ご迷惑をかけているわけですけれども、アレルギーによって食べられない子はそのうち 1 人で、

あと摂食障害でありますとか、いろいろな体の不調であるとか、そういうようなことで弁当を持ってきておられるのが2人おられます。給食を食べられないのが1人ということなんです。その子はたくさんアレルギーがありまして、とても対応できないというようなことでご迷惑をかけております。

そして、今ほど言われました給食費の問題ですけれども、ある程度、内規として定めておりますのは、5日間連続して欠食というようなことで、その場合は変更するというようなことなんですけれども、中学校であります職場体験でありますとか、あるいは入院とかで児童が休むとかいうようなことにつきましては、給食費を返還しておりますけれども、それ以外につきましては、もう返金をしていないということになっております。

また、現実に、給食の材料費相当額として、月3,800円、小学生の場合もらっているわけですが、1食あたり、だいたい220円、平均で17日間食べるとして17日×220円で約3,800円になるわけですが、それ以上食べてもらっているわけですが、それはもう給食材料費のみでございます。あと人件費でありますとかは、全部町の一般会計から支出しております。そのようなことで、その1品抜いても代替食の金額がいくらやというようなことで、それを差し引くというようなことが大変現実的に不可能な状態となっております。と言いますのは、給食費も一般で食べる給食とアレルギー専用の、例えば代替を出すためのものを買う、食材ですね、そのようなことで、ご飯は全員同じものを食べているのですし、おむすびも食べている、おかずが変わってくるというようなことで、大変計算が複雑なおるというようなことで、現在は実施しておりません。

続いて、園・学校でのアレルギー児に関する環境整備というようなことで、教職員や教育委員会の中で共有をしてくださいというようなことなんですけれども、去年の8月には、先ほども教育長が申しましたように、講習会を実施しております。エピペンと言いまして、緊急時に対応する太ももに刺す太い針なんですけれども、それを完全に刺すようにというような指導も教職員あるいは教育委員会で認識しております。校内研究会でありますとか、教職員同士の共通理解、これが大変重要でございまして、やはりほぼ子どもたちがアレルギーを、調子のいい時と調子の悪い時とあるわけです。東京の子の場合も自分が調子がよかっても体が受け付けないような状態で亡くなれたと。打たないでほしいというようなことも言われたけれども、これは打たないとあ

かんわけです。そのような強い意志を持つように教職員あるいは教育委員会で把握していかならんというようなことで、大変子どもたちの毎日の様子を、各職員会議でありますとか、そういうところで逐次養護教諭から言っていただく。そういうようなことで共通理解が図れると思っております。そういうことで答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 教育振興課長。

○教育振興課長（青木清司君） それでは、就学援助制度についての再質問でございますが、まず世帯の収入状況の把握につきましては、源泉徴収票のコピー、それから課税証明、そういった2点のもので申請書に添付していただいて収入状況を把握しております。その場合、今の愛荘町の交付要綱の中にうたっておりますように1.2倍以下というようなことで、その中で数字の明記をさせていただきます。

この1.2につきましては、近隣市町を見ますと1.2というようなことでの推移の状況をしております。今言われましたように、全国平均でいきますと1.3というようなことと、昭和49年当時から以後1.5倍からずっと推移をしてきたというようなことを確認しておりますが、この基準値が基準倍率が高くなるほど多くの児童生徒に対して支援をさせていただけるというようなことでございますが、その分、財政負担も生じていくというようなこともございます。

また、平成17年の税制改革三位一体改革の中で、これが完全補助金から交付税化されたところもございますので、非常に目的のない交付金というようなところに薄まってしまったところもありますので、その辺の状況も加味しながら近隣市町の状況等をしながら相談をさせていただいて、この数値については決めさせていただきたいなというふうに思っております。

あと、この制度につきまして、非常にお知らせで、各学校通じてお配りをさせていただいておりますが、こういった制度を、活用をしていただいて、何も知らずに就学援助の寄与を受けられなかったとかそういったことがないように、この啓発については努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。再々質問を行いますが、今の再質問で聞かせていただいたことについての的確に答弁がされていなかったことについても再度お答え願いたいと思います。

というのは、アレルギーのところでは、私が読み上げましたぷくぷくほっぺの会の文章を読み上げました。その文章を各学校に配って、教師の方が読んでいただいているのかどうかということを知りましたが、その返答はありませんでした。それについて答弁を再度お願いします。

それと、もう1つは就学援助制度ですが、結局、この年度、平成24年度でも4点何%の人が申請しても認定してもらえなかった方がおられるわけで、結局4.6%の方ですね。その4.6%の人はどういう状況で申請から漏れたのか。そういうことについて、申請ではなく認定から漏れたのかということについて質問していたわけですので、その答弁をお願いします。

アレルギーのことをもう少し言わせていただくのですが、やはり教育委員会は教育委員会の立場で答弁というふうにとらえていますが、教育基本法、また学校給食基準の立場に立っての回答を、この3月末に前向きにさせていただけることを私としては要望しておきますが、これは答弁はけっこうです。

結局、エピペンとかいろいろな研修をしていただいているんですけども、その発作がアナフェラキシーが起こった場合に、誰がそばにいるかわからない。ですから、学校全員の方が、職員の方が研修を受けてエピペンを打てるようにしておかないと、結局取り返しのつかないことになるので、全員の先生に共通した認識を持っていただきたい。これが行われているかどうかというのは、とても大事なことだと思いますので、今の状況、今年行われているのであれば、そういうふうに答えていただきたいし、行われていなかったら、これから行うように指導していただきたいと思います。それを求めますので、答弁をお願いします。

いろいろとお聞きしているんですが、保護者の方からお聞きしているんですけども、大事には至ってなくても認識不足からくる事象、はっきりとは言いませんが、そういうものも直接お聞きしています。そういうことで、やはり保護者の方はとても直接お聞きしていても心配しておられるので、低学年の方なので、これからフローティングスクールや、修学旅行に行きます。それで宿泊して校外学習に行くんですけども、やはりそれが行けるのだろうか、大丈夫だろうか、とても心配しておられるんです。そういうところでもアレルギーを持っている子どもたちも一緒に校外学習など受けられるよう、学校現場の適切な対応を再度求めるところですけども、これについても答弁をお願いして、再々質問を終わりたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 給食センター所長。

○給食センター所長（満島徳男君） 今ほどの議員の再々質問ですけれども、学校への周知なんですけれども、このことにつきましては、ぷくぷくほっぺから要望書が出ておるといようなことは言っております。先ほども言わせてもらいましたけれども、それを共有するといようなことで、やはり職員自らが共有していると、養護教諭を中心に全員が共有しなければならないといことは言うまでもありません。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 教育振興課長。

○教育振興課長（青木清司君） 4.6%でございますが、これにつきましては、先ほど源泉徴収票、課税証明書等で確認を、世帯の収入状況を確認をさせていただいて、申請から認定が漏れたといことで、1.2以上の方が4.6%といようなことで理解をしております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。再開を1時半とさせていただきます。

休憩 午後12時20分

再開 午後 1時28分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 城貝増夫君

○議長（本田秀樹君） 3番、城貝増夫君。

〔3番 城貝増夫君登壇〕

○3番（城貝増夫君） 3番、城貝増夫です。一般質問を行います。

まず、役場庁舎の将来計画についてお伺いします。一昨年、東日本大震災の発生を受けまして、合併特例債の発行期限が合併後の10年から5年間延長され、平成18年2月に合併の当時は、今から8年先の2020年度の期限となりました。さて、当町の役場庁舎は、旧愛知川・秦荘町の合併協議会にて策定された「新町まちづくり計画」に基づき、両庁舎を分庁方式として活用することで合意し、今日に至っているところであります。

合併した各市町は、分庁方式や統合方式とさまざまですが、今の時期、県内では、平成の大合併にて合併した市の首長選挙が順次行われてきましたが、分庁方式か統合かの庁舎問題が大きな争点の1つになっていたところであります。

本町においても、「統合庁舎を」との声は聞こえており、統合庁舎は職員の余分な移動をなくし、効率の良い職員配置が可能となりますが、庁舎の新築は場所の選定や多額の経費を必要とし、また庁舎のあり方を検討する町民委員会的なものも必要になり、町の一大プロジェクトであります。

特例債の発行期限は延びたが、交付税の算定替えは従来どおりの終了であり、一層の慎重さが求められるところではあります。が、限度額や手続き関係をクリアしたうえの話として、将来いずれ両庁舎とも老朽化するものであり、借金には違いないが、大きな優遇措置のある合併特例債を、合併の象徴たる庁舎の整備に充てることは選択肢の1つであります。が、他にも重要事業が多くあり、将来負担軽減の見地から事業を厳選する必要があります。

以上により、役場庁舎の将来計画について、町長はどのような構想を持っておられるか、お伺いをします。

次に、生活保護行政について伺います。全国の生活保護の受給者数は200万人を超え、過去最多を更新し続けていますが、保護率の1.7%で見ると、過去最多の3分の2程度で、先進国より数倍低いとされている実情であります。生活保護は生活困窮者に最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活ができるよう手助けをする制度であり、福祉事務所の所管行政であります。県や市は福祉事務所の設置義務を負うが、町や村には設置義務はありません。ただ、全国的には30に近い町村で自前の福祉事務所を持っているのが現状で、直近のデータによると、全国で40を超えているそうであります。福祉事務所を持たない当町の区域は県の担当になっていますが、とは言うものの、申請や給付は役場経由で行われるため、所管の役場福祉課は第一線の責任ある立場にあります。

ところで、生活保護費が最低賃金で働いた場合の収入額を上回るケースがあるため、国は生活扶助費を来年度から段階的に引き下げますが、生活保護費の負担割合は、国が4分の3を、残りの4分の1を市なり県が負担をすることになっており、当町の負担はありませんが、健全で公平な生活保護行政を望むものであり、この観点から、町福祉担当部局に、次の4点について質問をいたします。

1、本町における保護世帯数、保護人員数、保護率、保護費支出額および保護世帯の類型別割合はどうか。2、生活に困窮している人の相談に乗るなど幅広く町民に手助けをしているか。3、扶養義務者の確認、また不正受給対策は行っているか。4、

本町の懸案事項はあるか。以上、答弁をお願いします。これにて質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 城貝議員のご質問のうち、1点目の役場庁舎の将来計画についてお答えをいたします。

まず、両町合併が実現した極めて重要な部分は、合併協議会で確認された「新町の組織・機構は、両庁舎と付属施設の有効活用を図ること」とあるように、分庁方式を採用したことであります。このことは住民にとっても忘れられない非常に重い重要事項であります。

合併特例債につきましては、新町まちづくり計画に基づき、大規模な施設の整備に有効活用を図ってきました。この起債は、計画に記載された事業に対して、国庫補助等を差し引いた残額の95%を借り入れることができ、愛荘町においては上限が66億円と定められたところであります。借り入れ実績につきましては、この7カ年で19事業に25億円を借り入れております。さらに、後年度の事業に活用できる合併振興基金に毎年度約2億円を積み立て、平成28年度には合併特例債の合計額は36億円となる見込みであります。このような中で、特例債が残っているという理由で合併特例債を使うために庁舎建設を急ぐというのは本末転倒の感が歪めません。

現在のところ、役場庁舎の将来計画は持っておりませんが、現庁舎は平成の初期に整備され、建築後20年余り経過したところであります。いずれは両庁舎とも老朽化が進みますし、建て替え時には統合が必要となると思われませんが、合併による一体感が醸成され、ある程度、時期が熟することが必要であります。役場庁舎につきましては、町民にとって非常に大きな関心事であり、行政サービスの確保や利便性の考慮、さらには位置においても現在の2つの庁舎は、それぞれの旧町の中心にありますので、改めて新町の役場位置についても課題になってくるものと思われまます。

いずれにいたしましても、役場庁舎の統合は、将来的に必要と思いますが、行政の効率化や都合だけで決められるものではありません。地域住民の利便性や行政サービスを確保するとして合併協議の合意事項を見極めつつ、住民皆さまや地域の話題となって、盛り上がってきた時が検討に入る時期かなと思っているところであります。

つい先日もある住民さんから、議会で合併庁舎の統合庁舎の話が時々出ると言ったことを話しておりましたら、「そんなもん、行政が便利になる分、住民が不便になるや

ないかい」と、「経費を自分らが余計に負担せんならんではないか」と、こんな議論があって、「役所の都合で決めるものと違うぞ」と言って、えらい怒られたこともございました。慎重に議論を進めていきたいというふうに思います。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） それでは、城員議員のご質問の生活保護行政について、お答えいたします。

生活保護制度は、資産や能力などをすべて活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、福祉事務所を設置している県、市が相談や申請の窓口となるため、本町においては湖東健康福祉事務所が所管されております。

ご質問の1点目の本町における被保護世帯数などについては、本年1月末現在、被保護世帯は86世帯、被保護人数は130人、保護率は6.16%、保護費支出月額833万2,619円、世帯類型別割合は、高齢が21世帯、障がいが5世帯、傷病が28世帯、母子12世帯、その他の20世帯です。湖東健康福祉事務所管内4町における本町の特徴は、管内の平均保護率が8.47%に対して、当町は低い方となります。また、世帯類型別割合では、管内の平均割合と比較すると、高齢、障がいは少なく、傷病、母子、その他が多くなっています。特にその他が多い理由としましては就職活動中の方が多いことが要因にあげられます。

ご質問の2点目の生活に困窮している人の相談などについては、生活保護の相談窓口は福祉事務所ではありますが、福祉課へ本人や関係者が相談に来られることが大半であり、その都度、状況の確認を行い、福祉事務所に連携をしているところです。

ご質問の3点目の扶養義務者の確認、不正受給対策については、扶養義務者の確認は戸籍等によって福祉事務所がなされています。また、不正受給についても、福祉事務所が預貯金調査を実施されており、定期的に抜き打ちの訪問をされている状況です。

最後のご質問の町の懸案事項については、生活保護世帯の転出入が頻繁にあり、自立に向けた確認が困難であるとともに、転入時から相談をされる方も増加しており、地縁関係などが無いため、民生委員さんが関わるのが難しく、生活の実態が把握し

にくい状況です。

最後に、生活保護は税金により行っている制度であるため、金銭面が大きく取り上げられますが、あくまでも一時的な支援であり、就労支援等によりまして、安定した生活を継続していただき、生活保護者自身が幸福な生活をおくることが大切であることを認識していただいて答弁と代えさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 3番、城貝増夫君。

○3番（城貝増夫君） 3番、城貝です。再質問をさせていただきます。

庁舎の将来計画については、町長のお考えを伺いました。合併特例債について、今ほどのご答弁で、借入実績は7ヵ年で19事業25億円ということで、基金の増税が2億円ずつ積み立てていると、最終的には最終年度、前回は質問させていただいていますが、36億円と、こういう見込みということなんですが、今回5年間延長になって、借入期限が延長2020年度まで、従来は2012年が2020年度になりましたことによる機にして、新たに合併特例債を利用して、新たな事業を計画されておられるかどうか、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

続きまして、生活保護の関係ですけれども、最近新聞報道に「生保護申請を受けつけずの市に賠償命令」というふうな厳しい見出しがありましたが、生活保護の相談に、役場に窓口に来られた場合に、役場での対応として、生活保護のちらしや葉で、一応担当者が制度的なものを説明すると。その後、生活保護の解説書を渡すが民生委員のあれでしか話を受け付けないという、こういうパターンがあるようですが、当町ではどのように対応しているか、この辺を教えてください。

それと、保護率についてでございますが、平成24年度末で本町は先ほど6.16%と、こういうお答えでした。パーミルというのは1,000分の1という単位で、皆さんご存知だと思いますが、この前、国の率は16.8%、県の場合は7.9%と思うんですが、当町はちょっと国に比べて保護率がえらい低いと言いますか、管内の中でも低いのですが、この辺の理由は何でしょうか。これの見解をお尋ね申します。以上です。

○議長（本田秀樹君） 理事。

○理事（細江新市君） 合併特例債の関係ですけれども、これは合併時に「新町まちづくり計画」というのを、新しくつくらなければならないことになっています。新町まちづくり計画の中に、その事業があがっている項目について、合併特例債が発効できるようになってございます。今の質問でありますと、現状ですと湖東三山の周辺の

活性化施設、その事業には充当をする予定をしております。

しかし、これからの大きな事業で、現段階でその一番最初につくりました「新町まちづくり計画」に入っていない事業が出てくるというふうに思います。ちょうど、総合計画の後期計画の見直しをいたしましたので、そこから今後新しい事業に充てていくものを拾い上げるという形になりまして、もう1つは先般も県の自治振興課と話をしていましたけれども、5年間延長になると、そういうことで新しい採択事業について、新町まちづくり計画の見直しをしなければならないというようなことになってございますので、これから先を見据えた合併特例債を活用するような中での計画を、これから見直さなければならないというようなことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 生活保護の対応方法についてです。愛荘町の場合は、窓口に来ていただきましたら、担当者が対応すると、もし、担当者が不在の場合は日時を設定させていただいて、個別に何で困っているのかということをお聞かせいただいております。議員の方からおっしゃった民生委員さん等の部分に関しては、検討はしているんですけども、現在、答弁でも言わせていただきましたように転入者がものすごく多いという状態ということで、なかなか民生委員さんの関わりがないという部分では、民生委員さんをお願いすることも困難でありますので、今のところ、対応としましては福祉課の職員が聞き取りをさせていただいて、そのあと、連携を持って福祉事務所の職員と再度、対応を検討して本人に返しているというのが対応方法です。それと、低い理由ですけれども、従前は確かに低かったです。というのは、たぶん皆さん、どうしても生活保護というのは従前からお住いの方は抵抗があるということで、今割り率が高くなってきつつありますけれども、全国平均よりは低いという部分につきましては、徐々にそういう形にはなってきていると。どうしても転入者が増えてきますと、先ほども言いました地縁関係は関係なしに、お金がないから何とか保護を受けられないかと言うだけのご相談ももちろんございますので、それぐらいは違う制度をご利用していただくなりのお話をさせていただいているところでありますので、よろしく願いします。

○議長（本田秀樹君） 3番、城貝増夫君。

○3番（城貝増夫君） 城貝です。最後に生活保護関連につきまして、町長さんにち

よっとお伺いをさせていただきたいと存じます。

愛荘町は住基カードの所持率では県下ではトップということですね。県下の市町でトップということです。そしてまた、職員の給料、ラスパイレス指数は、今度は逆に下から数えて1番と、こういうことで、なかなか目立った町だなということを思っているんですが、先ほども申しましたように、全国で40を超える町村で、自前の福祉事務所を持っておられるということで、愛荘町も福祉事務所をつくるというのはいかがでございましょう。県下で初と、近畿では大阪府の島本町、奈良県の十津川村、これについて3番目という記録になると思うのです。いかがでしょうか。

今の県の福祉事務所は、彦根の和田町というところにありまして、保健所の中にありまして大変遠い。町に福祉事務所があれば、生活保護をはじめ、先ほどの方も説明もされておられました就学の関係ですね、これも生活保護に関連しておりますし、そしてまた母子の自立支援とか、子ども家庭相談、障がい福祉手当の支給など、きめの細かい福祉施策が推進できると思うのです。

そして、また、今の愛荘町は、彦根犬上の湖東圏域と、それから東近江の圏域に挟まれて、今の若い人はあんまり使われないかもしれませんが、二股膏薬と言いまして、内股に膏薬を貼ったように、ぺったんこ、ぺったんこと、あっちについたりこっちについたりした印象を受けますよね。ここは1つは合併した町として毅然として、他の町とは違うんだという意気込みを示して、合併してほとんどが市になりましたが、これと同じように我が町にも福祉事務所を立ち上げて、愛荘町らしいカラーを出すというのも一考だと思うのですが、いかがでございましょう。

経費については、いろいろこれに伴う経費はかかると思います。聞くところによりますと、特別交付税、いわゆる特交でこういうのをしてもらえるということも聞いております。この件はいかがでしょう。アバウトで結構ですので、見解の方、答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 福祉事務所を町でというお話だと思いますが、国、県、市町で対等の立場になったとは言え、それぞれ役割があります。国は国、県は県、市町村の役割に応じて業務を執行していくということになっておりまして、まさに生活保護とか、こういう事業は憲法に保障された住民の皆さんの生活を守っていくための仕事として、本来は国の仕事だと私は思います。

どこに住んでいても、同じような基準で、安心して生活ができる、それを保障した制度として国があって、そして、それを小さい町にあってはそれぞれの県でやっていると、こういうことになって、今、全国 40 というふうに、私も初めて知ったのですが、これは北海道とかああいうところが多いのじゃないかなというふうに思います。北海道あたりは、やっぱり1つの町が非常に大きいですし、県の施設に行くのでも大変な距離があります。そういうことから、そういったところが多いのじゃないかなと思いますが、福祉といった点、非常に大事な点ですけれども、生活保護という業務については、やっぱりこれは県でそれなりのノウハウも持っていて、職員もしっかり配置もされている。そこで実施すべきだというふうに思います。

そのほかには、建築確認の仕事とか、あるいはパスポートの交付事務とか、非常に住民の利便性の高い、あるいはそこにあれば非常に処理が速いという業務もあるわけですけれども、これらにつきましても、建築確認については建築主事が要りますし、それなりの体制が非常の大事であります。また、パスポートは数年前に提案させてもらったんですけれども、ちょっと議会の賛成を得られなかった、あれなんか出生、結婚、死亡届、全部入れた業務より窓口業務は多いのです。当時で年間 700 件ぐらいあったと思うのですけれども、まあその業務について私提案したんですけれども、理解をもらえなかって実現していませんが、福祉事務所となると、これはもう大変な業務でありますので、今のところ、もっと研究を重ねていかないと難しいかなというふうに感じています。

◇ 河村善一君

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

〔8番 河村善一君登壇〕

○8番（河村善一君） 8番、河村善一。一般質問を行います。

2つの点について質問いたします。1番目、近江鉄道の愛知川駅前の整備についてお尋ねいたします。

近江鉄道の愛知川駅は、愛荘町の顔であります。各駅とも各市町が駅前を整備しています。愛知川駅には、建物として愛知川駅コミュニティハウスが建ち「るーぶる愛知川」として観光売店と駅ギャラリーがあり、午前8時から午後5時まで開けておられます。駅ギャラリーでは個展が開かれ、大きく新聞等で紹介されております。しか

し、愛知川駅前の整備等は十分とは言えません。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

1、駅前の総合的な整備計画はあるのかについてです。近江鉄道で愛知川駅に来られた方があって、駅に降りられて、まず見られる光景、第1印象はどうであろうかと考えると、殺風景で活気も何も感じられない光景と映るのではないのでしょうか。閉じられた店、自転車駐輪をされておられたところも閉められ、空き家もある。駅前の周りに空地も見られる。そこで駅としての役割と位置づけを明確にした町の総合的な計画を立てるべきだと考えますが、町としてどのように考えているかお尋ねいたします。

2、駅前の道路整備計画はあるのかについてです。以前あったスーパーフジタの跡地を町が購入し、道路整備がされ、バスはじめ自動車が随分走りやすくなりました。そこには歩道も付けられていますが、今後駅までの道路計画は予定されているのか。今すぐには難しいかもしれませんが、中長期的な展望に立った道路計画は必要だと考えますが、その見解を求めます。

質問1、2とも地権者はじめ地元自治会との協議の上、計画を進めるべきだと考えますが、その点についてもお尋ねしてきたいと思います。

2番目、企業誘致について、どうなっているかお尋ねいたします。2月10日の議員全員協議会の時、「愛荘町の企業立地ガイド」のパンフレットを配付されました。そこには愛荘町企業誘致マップ、企業立地優遇制度が紹介されてあります。

去る2月18日に彦愛犬の認定農業者の会で、石川県能美郡川北町にある（有）わくわくてづくりファーム川北に視察研修に行っていました。そこで6次産業として地ビールなどをつくっておられる話をお伺いいたしました。その話の中で、代表の方が川北町について話されました。「川北町は6,000人の町で、町村合併はしていない。福祉手当は手厚く、人間ドックなど17万円程度かかる費用を自己負担額1割で、税金も随分安い」と話されました。その川北町には、先端技術の研究・開発する企業があり、設備投資に相当な金額を費やしているからだと言われました。

その話を聞きながら、愛荘町にも優秀な企業に来てもらえたらいいものだった次第であります。今日まで、町長は企業誘致を話され、積極的に取り組まれてきたと思いますが、その成果と今後の見通しについて、どうなっているかお尋ねしたいと思います。以上2点お尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） それでは、河村議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初にご質問の近江鉄道愛知川駅前の道路と駅前整備についてでございます。今年度、県道湖東愛知川線と町道愛知川市線の交差点改良工事が完了いたしました。この工事は、道路を拡幅して歩道を設置するとともに、ポケットパークを設け、ベンチも置いた次第であります。

整備いたしました交差点から愛知川駅までの間の町道につきましては、駅の乗降客をはじめ、送り迎えの車、またバス路線も走る重要路線であります。今後、駅前まで整備して行かなければ目的を果たせないと考えておりました、平成25年度に予定しております愛荘町道路網整備計画や社会資本整備計画など補助金制度を活用しながら、駅までの延長を図りたいと考えているところであります。

次に、駅前整備についてですが、近江鉄道愛知川駅の利用者は、平成23年の調査で年間24万人、1日当たり660人に上っています。そして、愛知川駅に隣接してあります「ギャラリー一ぶる愛知川」につきましては、愛知川観光協会が継続的にいろいろな企画をしていただき、昨年の来場者は1日当たり86人、1日当たりの最も多い日は160人を記録し、中山道やびんてまりの館なども回られていると聞いております。

このように非常に多くの方が愛知川駅にお越しいただいております。愛荘町の観光については、西の玄関口として中山道愛知川宿、唯一公共機関の駅、近江鉄道愛知川駅であり、東の玄関口は金剛輪寺、湖東三山インターチェンジとして位置づけており、駅前整備の計画は道路計画と合わせて必要であると思っております。

計画の位置づけ、事業費の財源措置など、課題はありますが、計画を作成するためには地元自治会や地権者のご理解が不可欠でありますので、何だかの協議機関を設けることを含めて、一歩進めてまいりたいと考えている次第であります。また、現在、愛知川駅の駐輪場は非常に手狭な状態で、自転車が散乱している状態でありますので、新年度に駐輪場の拡張工事を予定していることを付け加えさせていただきます。

続いて、企業誘致の状況についてであります。地域産業の活性化や、雇用の場の確保および自主財源の確保は、本町においても重要課題であり、その対策として、企業の誘致は最も効果的な手段であると考えております。しかしながら、企業が生産拠点を海外に移転、分散する傾向がやまず、企業誘致を取り巻く環境は極めて厳しい状態

が続いています。

こうした中、本町では優遇措置としまして、固定資産税の不均一課税や工場等設置奨励金、雇用促進奨励金等を準備し、私もトップセールスを行いながら積極的に企業誘致活動を展開してきたところであります。また、県に派遣している職員からの情報や企業からの問い合わせがあり次第、間髪を入れず企業を直接訪問し、遊休地の説明や現地案内を実施いたしているところであります。

また、県が東京、名古屋などで開催するフォーラムには積極的に出席し、今年秋の湖東三山インターチェンジの開通を大きなセールスポイントとして PR しながら、参加企業の関係者に取り込みをいたしております。そこで得た情報をもとに、外資系の流通会社なども訪問してきましたが、具体的な話まではなかなか入れないのが現状です。企業側も立地条件や単価などを参考に候補地を何箇所も比較検討されていて、排水の河川、下水道の容量など条件が今まででクリアできなかったこともあります。

先般、湖東三山スマートインターチェンジの開通を盛り込んだパンフレット「愛荘町企業立地ガイド」を編集し直して作成いたしました。このガイドブックを広く企業誘致に利用したいと考えております。今製造企業は海外を向いていて、国内には食品などの内需型の産業か流通業しか話がない状況でございます。

そんな中ではございますが、明るいニュースもありまして、先日、コーヒーメーカーの UCC が 24 時間のフル稼働を本格化したこと、工場見学を 4 月から受け入れること、またタカタシートベルト、エアバックのタカタが敷地内の駐車場をつぶしてエアバックのかなり大規模な性能実験棟を完成され供用を開始されました。また、長期間遊休地として放置してある企業には、メガソーラーの建設などもお勧めしておりますが、現在 2 ヶ所の遊休地活用と、2 社の工場の屋根利用が進んでおります。企業は魅力ある雇用の創出、地元企業への技術波及、地域の活性化など多面的効果が期待できますので、引き続き誘致に向け努力してまいりたいと考えています。

○議長（本田秀樹君） 8 番、河村善一君。

○8 番（河村善一君） 再質問をさせていただきます。

愛知川駅前のことにつきまして、非常に積極的に今後のことをお考えいただいていることについては、やはり愛荘町、愛知川駅が顔ではありますし、今後の計画を見守りたいと。ただ、今でも取り組めることは私はあるだろうと思います。それはなぜかと言うと、やはり愛荘町の今あしょうさんが顔であれば、あしょうさんが迎えるとか、

何かあそこの駅を降りた時に、何か迎えている感じがしていないんです。やはり、愛知川の愛荘町役場はどこにあるかと、案内表示もないというようなことになれば、やはりもっと、愛知川駅に降りたときに、店は閉まっている、自転車置き場も閉まっている、空地がずっとある。愛知川駅には降りられる方はおられますけれども、あそこから中山道を通じて歩いている。歩こうとされる方がけっこう、駅に来られているのかなというようなことを思いますので、そういう意味では、1つは、あしろうさんが迎えるなり、あるいは愛荘町の町長さんとは言いませんけれども、「ようこそ愛荘町へ」というようなイメージの案内の感じ、こちらは中山道がありますと。ちょっと駅からの駐車場のところで見ると観光案内がありますけれども、正面にはありませんので、そういうような迎えている、愛荘町に来られて「ようこそられました」というような案内表示をまずそれをつくっていただいて、あとは今おっしゃっていただいたようなところの取り組みをしていただきたいと思いますと思うのですが、早速できることからお願いしたいと思うのですが、そんなお考えがあるか1つお尋ねしたいと思います。

第2点、企業誘致です。企業誘致、私も確かに今のところありますけれども、周りの先輩議員に聞いたりいろいろしますと、中野町長の時に非常にココロを誘致したり、いろいろされたということがあろうかと思えます。それ以降、なかなか難しいにしても、町長はいつも、この企業誘致のことを話されている割には実績的になかなかあがっていない。何かやはり問題というか、取り組みに何かあるのではないかなというふうなことを思いますので、それは町長1人が思っておられるだけで、やはりみんな議員もはじめとしてやれば、行政全部が取り組む体制をつくっていく必要があるのではないかなというようなことを思いますので、そこら辺について、再度、自分は一応やっているのだけれどもということになるかと思えますけれども、そこら辺について何か、今まで、やはり言う悪いのですが、一応あと1年の任期ということであれば、そこまでに1つでも2つでも企業誘致をしてこようというような決意があればお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） この愛知川に降りた時に、降りられたお客さんが正面を見られる、私もこれではもうひとつやなという、恥ずかしいなという感じでいたしておりますし、なんらか暖かく降りて来られるお客さんを迎えるようなものがあればなとい

うのは、もうおっしゃるとおりで、私も同感であります。どんな迎え方をしたらいいのか、あしょうさんも1つの方法なんだと思いますが、今後観光事業というのは非常に大事な残された産業の1つですので、十分工夫をしてまいりたいというふうに思います。

企業誘致については、本当に私もいろいろと取り組んできた内容が実行されていません。本当に申し訳ないなと思っているのですが、1つはなかなか難しいのは時代もそうなのですが、自前の工業団地を持っていないというのがやっぱりかなりきついですね。ほかのところは自前の公共的な工業団地を抱えていて、そこへ誘致をしている。それがやっぱりくる立場からすれば安心なところもあって、立地しやすいのかなど。私どもがやっているのは企業さんが持つておられるこういう土地がありますから、ぜひという、他力本願みたいなところがあって、なかなか相手の琴線に触れられないといったところがあります。インターチェンジもできるし、あの周辺に本当はやっぱり工業団地ができないとあかんと思うのですけれども、ご承知のとおり、愛荘町は開発された田んぼが山の裾野まで優良田が広がっているというような中で、原始林がないという非常にその辺の公的ネックがあって、当初、20年頃でしたか、蚊野地区に40haぐらいという構想も立てたんですけれども、とてもじゃないが、当局の理解が得られるような集合でなかったというようなこともございます。しかしそんなことを言ってもあきませんので、その計画を持つということが非常に大事かなというふうに、農水省当局も私直接乗り込んで何回か行ったこともあるんですけれども、「まず計画を立てよ」ということを言っていますし、それから近江八幡ができましたような条例ですね、あの条例もそれなら即座に開発できるかと言ったら、けっしてそんな甘いものではないのですけれども、あれも1つの取り組んだところとございまして、ありとあらゆるものを取り組んでいかないといけない。組織もなかなかうちの町に小さな組織の中ではそういう誘致の専門家を置くとかいうのもなかなか大変ですけれども、その辺のことも考えないとあかんかなというふうに思っている次第です。

◇ 西澤久仁雄君

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

〔9番 西澤久仁雄君登壇〕

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず第1に、国民年金法が改正された後納制度についてお伺いいたします。国民年金後納制度は、平成24年度より3カ年間に限って、過去10年間にさかのぼって保険料金を納入できる制度です。国民年金は25年間保険料を掛けていれば、最低限の年金がもらえますが、満額は40年間掛けることですが、この間何らかの理由で保険料を掛けたいと思っても掛けられなかった人を救済する制度です。

一人ひとり掛けはじめる年度および月により異なりますが、平成24年度の1例をあげてみます。あくまでも目安として試算された資料によりますと、30年間掛けて65歳から年金をもらった場合、月額約4万9,000円余りですが、後納制度を利用して10年間分を177~178万円程度を納入した場合は、月額6万5,000円程度もらえる制度です。差額は約1万5,000~6,000円です。

平成25年度、26年度では金額が変わるそうです。この制度を利用するかしないかは本人の考えですが、町民さんに周知する必要があると思いますので、どのように周知しているか、またどのように周知するかをお伺いいたします。

2点目、自然観察・昆虫の森（案）についてお伺いいたします。香之庄地先の町有地の活用案を2月の全員協議会で示されました。この土地は長年課題の土地であり、やっと活用案を考えて、カブトムシ・クワガタなどが育成する森、自然林を保存し、青少年育成に役立てばとの思いもあつてのことと察します。

この件につきまして、賛成する立場ですが、少し心配があります。と言いますのは、夏になりますと、愛知川の土手に朝早くから親子連れで昆虫捕りの車が行列している光景をよく見ます。また、蜂に刺されたとか、怪我をしたとか、耳にしたことがありますから、次の4点をお伺いいたします。

まず、最初に1点目として、地元と隣接する民有地との協議は済んでいるのか。

第2に、事業計画とその予算額はいくらか。

第3に、町有地と民有地の境界をどのようにするのか。

4番目に、蜂など害虫に刺された時の対応策は考えているのか。

次、3点目、指定管理についてお伺いいたします。町として、指定管理所20カ所以上、指定管理者は15社程度指定されています。その時の契約等はしっかりとされていると思いますが、モニタリングをどのようにされているのかお伺いいたします。

1月21日に町民さんから、「福祉センターラポール秦荘ふれあい広場のトイレがひどく汚れている」との連絡がありましたので、現場を確認に行きますと、なるほどひど

く汚れていましたので、関係機関にお話をさせていただきまして、解決をしてもらったことがありました。指定管理をお願いしている施設の使用は大部分が町民さんでありますので、迷惑がかからないようにしていただきたいと思います。このために、関係課は抜き打ちのモニタリングをどのように思っているのかお伺いいたします。

第1に、関係課はモニタリングをどのようにしているのか。また抜き打ちのモニタリングをどう思っているのかをお尋ねして、質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 理事。

〔理事 細江新市君登壇〕

○理事（細江新市君） それでは、2番目の自然観察の森整備計画につきましてお答えをさせていただきます。

香之庄地先に町有地として約1万9,600㎡の土地を保有をいたしております。昭和46～47年に土地の取得をしたものでございます。土地の現状につきましては、個人の所有地と混在した山林の形状になっており、十分な土地利用が図れない状況で、1団地としての整理が困難な状況でもあります。このようなことから、少しでも土地の有効活用を図る意味からも、中央の町道をはさんで北側の約9,900㎡のところについて、一部整備を行い、自然観察の森整備計画として活用することで考えております。

当該地域につきましては、貴重な樹木がございます。山地性の樹木としては、カラコギカエデ、ヤマトアオダモ、クロウメモドキ、イヌザクラなどがあり、なかでもカラコギカエデは滋賀県内でも3カ所しかない珍しい樹木であり、彦根市の荒神山、町内では軽野、香之庄地先しかない状況でございます。また、暖地性の樹木として、ナツフジ、カゴノキ、ナラガシワなどがあり、なかでもナツフジは県内で10カ所もなく、湖東地方では荒神山と香之庄のみであります。また、カゴノキは湖東地方を代表する樹木でありまして、ナラガシワの周辺ではカブトムシやクワガタなどの昆虫類が多く生息する樹木でもございます。

このように、身近で貴重な樹木など、自然に触れ親しむことによって、自然を理解し、自然を大切にする心を育むことを目指すとともに、自然と共生する社会を目指していくために、滋賀県生物環境アドバイザーでもあります現在秦荘東小学校の村長教諭の指導の下、自然観察の学習授業や親子自然観察会、植樹体験、昆虫観察会の実施などに活かしていくことで考えております。

この整備計画については、一定地元のご理解をいただいているところでございます。

新年度におきまして、遊歩道および駐車場の整備や民地との境界に杭とロープを設置する計画でございます。事業費に 300 万円を予定しているところでございます。

また、野外活動などで生徒がスズメバチに遭遇し、被害が発生したというニュースも聞くことがございます。スズメバチの習性を理解のうえ行動し、刺された場合の速やかな処置が必要になります。その対応の一般的なものにつきましては、トラップによる定期的な駆除や引率者との遊歩道の事前点検、救急医療マニュアルの作成などが一般的な対応と言われております。

観察会の実施などに向けましては、先生方と対応を考えてから実施をしてみたいというふうに思っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○総務課長（小杉善範君） それでは、3点目の指定管理者のモニタリングについてお答えをさせていただきます。

本町におきましては、平成18年9月から指定管理者制度を導入いたしております。指定管理を行っている施設は、体育施設等をひとまとめにしますと、全部で27あるんですが、ひとまとめすると16施設、指定管理者は15団体と基本となる協定を締結しております。

町と指定管理者は仕様書、協定書および指定管理者の事業計画に基づくサービス水準を維持するため、全庁的なモニタリング指針を作成し、指定管理者自らが行うセルフモニタリング、所管課が実施するモニタリングを、毎年10月に一斉に実施しております。

モニタリングの内容は、管理状況、運営状況、収支状況、利用者の満足度や苦情・要望事項などについて評価しており、昨年度の結果は概ね良好でありました。今後はモニタリングの結果を公表するなど、施設管理の透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。また、利用者からの苦情や意見など、適切なサービスの提供が行われていないと判断した時は、各所管課が随時にモニタリングを行うことを指針に定めておりますので、利用者等からのご意見など参考に対応いたしていると認識しておりますが、今後も各所管で随時のモニタリングを実施により、日常の管理や運営の適正な指導に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 住民課長。

〔住民課長 中村治史君登壇〕

○住民課長（中村治史君） それでは、西澤議員のご質問のうち、国民年金保険料の後納制度の周知について、お答えいたします。

まずはじめに、国民年金保険料の後納制度について概要を説明いたします。国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納付いただくことで、満額の老齢基礎年金を受給できる制度であります。しかし、この間に保険料を納められなかった場合や、被保険者としての届け出を忘れたことにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなることや、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。このような事態を避けるため、昨年法律が改正され、平成24年10月1日から国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年間から10年に延長となる後納制度が始まりました。この後納制度を利用すると、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、申し込み月の10年前までの納められなかった保険料を納めることができます。ただし、すでに老齢基礎年金を受給している人や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの人は、後納制度を利用いただけませんので注意が必要です。

なお、後納保険料を納付するためには、事前に申し込み、日本年金機構の審査を受けていただく必要があります。審査の結果、後納制度による納付を利用いただけない場合もあります。また、平成27年10月からは年金の受給資格期間がこれまでの25年から10年に短縮されることが予定されています。このことで、これまで受給資格を満たさなかった人が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

さて、西澤議員からご質問のありました国民年金保険料の後納制度の周知については、すでに広報あいしょうの平成24年9月カラー版および平成25年1月カラー版の「おしえてねんきん」コーナーに掲載し、周知をしているところであります。また、日本年金機構においては、後納制度の創設に合わせて、制度を広く周知する観点から、後納制度の利用が可能な期間を有する後納対象者に対し、平成24年8月から平成25年7月にかけて、過去10年以内の保険料の納付状況についてのお知らせを送付されているところであります。

なお、議員ご指摘のとおり、拡大された制度であり、当然周知は必要であることから、随時、広報あいしょうに国民年金保険料の後納制度について、掲載のうえ、町民

の皆さまに対し、周知を図ることとしています。以上、回答させていただきます。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。再質問をお願いします。

それ以前に、理事からの答弁のうち、一応質問を4点させていただきました。そのうちの1点、地元とはご理解をいただいているという答弁がありましたけれども、隣接する民有地の協議はなされているかと、済んでいるかという質問にはお答えをいただいております。議長、注意してください。

それから、2番目の事業計画とその予算額というのは、今年度だけで終わるものなのか、ないのかということ。そして、民有地の境界は杭とロープということを答弁していただきましたが、それで、はたして民有地に入らないという条件ができるのか、ここから入ってはいけないというしっかりした明示ができて、そこから絶対入らないのか。ロープだけではちょっと物足らんように思いますが、その点お聞きしたいと思います。

それから、蜂などの害虫に刺された時の対応策ということでございます。蜂の対応ということは一応答弁いただきましたけれども、私は今、全国的なニュースの中でマダニという言葉が新聞紙上等々を賑わしております。この件についてお考えをお尋ねいたします。マダニというのは媒介するウイルスの感染症で重症熱性血小板減少症候群 SFTS によって死者が全国で5人出ている、ほかにも9件あり、日本中全般に広がる可能性があるとして報道されています。マダニは春から秋にかけて活動期に入り、生存する場所は森林や草むら、草牧、屋外に全国に分布していると。そのため、野山のピクニック、昆虫採集等、草むらに入らないようにという報道もあります。

愛荘町が所有している こういうことをして、もし万が一、こういう事態になった時に、町としての責任は問われると思います。そういう時の町の対応策、そういうものをどう考えているのか、大変な問題だと思います。また、マムシと爬虫類、そういうものも考えざるを得ないと思います。なるほど考えはいいんですけども、そういう観点から、果たして完全な管理ができるのか。万が一のことを考えた時に不安になります。そういうことに対して答弁をいただきます。

そして、指定管理のモニタリングは一応答弁はいただきました。これは先ほども言いましたように、1月21日に、町民さんから「ものすごい汚れているで」というお言葉をいただいて、現場確認したところ、相当汚れていました。それで、指定管理者

にはどのようにということで注意され、今、抜き打ちにモニタリングという言葉を使って質問しましたけれども、「随時」という言葉が返ってきましたけれども、これは果たしてその時の指定管理者、管理をお願いした各課、その職員さんが抜き打ち的にたまに見に行ってはどうかというようなことですので、そういうことも考えておられるのか。

もう1点、ちょっと関連すると思いますけれども、なぜそれが起きたかと言いますと、その日に、ドームでグランドゴルフがあって、それでドームの便所は男性は使わない、掃除せんならんというような言葉がありましたので、公園のトイレを使用されて見つかったというのが経緯です。そんなことでドームも一応、規定を決めて、指定管理をされておられますが、使用した後の始末、トイレ掃除とどのような契約になっているのか、その点をお伺いします。

後納制度につきましては、ご存じのない町民さんがおられますので、ことあるごとに周知をしていただければありがたいなと思っています。

以上、先ほど長々言いましたように、答えられていない部分を先に答えていただいて、それからまた質問に入りますので、よろしくお願いします。

○議長（本田秀樹君） 理事。

○理事（細江新市君） 大変申し訳ございません。民地と町有地が非常に混在しております。境界というところが非常に入り組んでおります。そういうことで、あくまでも私有地の方へ入らないというようなことで、地元の自治会の方を通じましてご理解をいただいているというようなことでございます。一応、現状では杭を打たせていただいてロープを境界に張っていくというようなことで考えております。

もう1つは、あくまでも自然観察の森でございます。先ほど申し上げましたように遊歩道の中に設けさせていただいて、遊歩道から中に入って探検していくようなそういうようなことは考えてはおりません。あくまでも児童生徒の野外実習活動というような中での観察の森というような位置づけをいたしております。先ほど申し上げました村長教諭の指導の下で、いろいろ実習ができたかなというふうに思っております。最近では、近辺でも東近江の川辺の森とかいうところがございましてけれども、そういうところの管理状況等も参考にさせていただきたいなというふうに思っております。

一般の方が夜にたくさん来られるというふうになると、ちょっとまた具合悪いかなというふうに思っておりますので、そこら辺の関係も地元と協議をさせていた

だかなければならんというふうに思っております。

マダニの問題ですけれども、これは最近、特に騒がれているような状況でございます。葉っぱの裏にいっぱい付いております。中へ入っていきますと、それが引っ付いて体の方へ入ってくるというようなことで、血を吸うというようなことを言われておりますけれども、往々にして人が入らないところにいるというようなことを聞いておりますし、一つの対策としては肌を出さないと、真夏でもやはり長袖を着てそういうところに入って行くというようなことで、肌を出さないのが一番というようなことを言われておりますけれども、いずれにしても、初めてのことでございますし、いろいろなところを参考にさせていただきながら、せっかくなりますので、それから野外授業の一部でもございますし、事故のないように十分事前にいろいろと調べさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 西澤議員の公園のトイレおよびドームのトイレについて、所管が福祉課ですので、お答えしたいと思います。

ご指摘していただいた内容の部分を聞かせていただいて、指定管理者の方に確認をさせていただいております。通常、うちの課の方が特に公園のプールに関しましては、それ以外のガラスが割れたり、いろいろな問題が発生してしまっていて、注意はしていたところですが、目が行き届かなかった部分もございまして、そういう事態が発生してあったことに対しまして深くお詫びしたいと思います。

今後、担当職員が定期的ののぞきにいくという形でモニタリングを進めていきたいと思っておりますし、ドームのトイレの使用に関しましては、日常的な清掃をお願いいたしますということで、たぶん利用者の方にはお願いをしておりますので、定期的な清掃に関しては指定管理者の方で行うというようなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 先ほど西澤議員の町の責任対応策の答弁ができていなかったと思うのですが、それは誰から答弁をいただけるのですか。理事。

○理事（細江新市君） 万が一の場合の対応策だろうと思っておりますけれども、これは野外授業の一環というようなことでございますし、そういうようなことであってはならないことが起きた場合というようなことであろうと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、初めてこういう自然観察の森というものをつくらせていただくと

というようなことで考えておりますので、当然先ほど申しましたアドバイザーの先生の方からもいろいろなお知恵をいただきながら、それと、他の自治体の方にも出向かせていただいて、どのような対応策をされているのかということを検討していきたいなというふうにちょっと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。再々質問を、今の件について、検討するというのであれば、これをつくった時にもうそれを用意しておかないと、それから検討しては遅いのと違いますか。結局、虫に刺された、蜂に刺された、その時どうするのですか。そして、クワガタとかカブトを、もしそこに書いてあるように何すると、子どもは入るなど言っても入るといのが当たり前やと思います。それは想定外とは言えない。想定内の話であると思います。それで、検討するというようなことは、これをつくる時にすでに、もうこうやったらこうするというマニュアルをつくっておかないとあかんのと違いますか。これでは遅いのと違いますか、と思いますが、その点どうですか。

○議長（本田秀樹君） 理事。

○理事（細江新市君） ごもったもな話でございますけれども、1つは学校教育の一環ですので、そういう中でいろいろな保険等があるわけですが、実際いろいろなことが考えられますので、今の話も蜂もそうですし、蛇もそうですし、いろいろなことが考えられますので、なかなか議員がおっしゃられたように、当然この計画を立てた時に、事業計画だけではなく、安全対策の方も当然盛り込むべきであるのが当然でありますけれども、その点はこちらが十分な勉強ができていないというのが正直なところでございまして、できるだけ早急に、事業着手してから考えているようで困りますので、早急にそういう対策を講じてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩をいたします。再開を3時5分からとさせていただきます。

休憩 午後2時44分

再開 午後3時03分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 竹中秀夫雄君

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

〔14番 竹中秀夫君登壇〕

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。一般質問を行います。

まずはじめに、愛荘町の職員の計画的かつ適正な人員配置について質問をいたします。村西町長は愛荘町の長期的な人事配置計画はどのように考えているのか、順次質問をいたしますので、行政用語ではなく、住民にわかりやすい真摯な答弁を求めます。

まず、愛荘町の正規職員数は165名で、非正規の嘱託・臨時的職を含めると290名と聞いているが、まずこの数字について答弁を願いたい。もし間違っていたら訂正を願いたい。

次に、臨時的職員について質問をする。自治体で働く職員の3分の1が非正規職員で占められていることが自治体の調査で明らかになったと昨年報道をされた。財政規模の小さな自治体に低賃金労働が広がっており、特に財政が厳しい自治体では正規の採用を控え、非正規職員に置き換えていると言われている。正規職員と非正規職員には業務内容、労働時間には大差はないが、労働条件は厳しく、フルタイムで働いても年収は厳しい。平成18年の町村合併のメリットは、議会議員、職員を減らせ、人件費の抑制につながると強く推進した。愛荘町は結果的に、どのような効果あるいはメリットがあったのか、なかったのか。数字的な答弁を求める。

今年1月末の愛荘町の人口は2万1,114人で、正規・非正規職員を含めた職員1人が町民72.8人分の行政を担当したことになるが、この数字が多いか少ないかの議論は本会議で行うつもりではないが、いずれ適正な職員1人当たりの行政担当人数の検証が行われなければならないと考えている。そこで、県下ならびに近隣市町の行政担当人数はいかな状況なのか答弁を求めます。

地方公務員法第22条臨時的職員の採用は、災害等復旧・復興で、短期間で一定の業務量をこなさなければならない時などに採る方法で、最長1年の約束で働くことができる。同法は元々長期間働くことは想定していない。ところが、愛荘町にはこれを悪用して、長期的に何年となく雇用している。身分の不安定な非正規職員の採用を取りやめ、身分保障と長期的に安定した雇用を考え直すべき時が来ていると考える。町長は今後非正規職員の採用をどのように考えるのか答弁を求めます。

さらに、秦荘庁舎の課では、恒常的に残業が続いていると聞く。水曜日はノー残業

デーと聞くが、担当する事務量があり過ぎて、残業もやむを得ないと思うが、職員の健康管理はどのようになっているのか。さらに、事務量の恒常的に多い課の検証は組織として、どのように考えているのか。愛荘町の幹部は何をを考えているのか。臨時的職員の採用もいいが、抜本的に役場全体の事務量を見直し、適切な職員の配置を考えていないと愛荘町の将来には明るい見通しはない。そこで、村西町長は職員の健康管理をどのように考え、職員の適正な配置計画をどのように考えているのか答弁を求める。

次に、理事・主監制度について問う。例えば、1つの課だけを所管する主監が何人かいる。本来の主監制度とは、関係する複数の課を所管し、その事務事業を調整し、代表することに意味があると考えるが、いかがか、答弁を求める。

課長職を兼ねていたり、本来の組織としての機能を果たさず、主監制度の意味が果たされていないばかりか、決済に時間がかかり、正規職員が少ない中、理事・主監制度は必要ないと思われる。

蛇足だが、愛荘町職員の職の設置に関する規則第3条に、職の職務について規定している。第1号 理事、主監、課長、館長、所長、室長、園長、参事について規定されており、その職は上司の命を受け、課、館、所、室また園の事務を掌理し、所属職員を監督するとされている。

複数課を掌理している主監と1課のみを掌理している主監がいるが、その具体的な事務量の差なのか。組織として主監制度のあり方を考え直す必要があるのではないか。そこで、町長に尋ねるが、理事・主監制度の持つ意味、目的は一体何か。必要として設置したはずの主監ポストが、その人がいなくなったら主監ポストもなくなっている。ただ単に、人に職を付けるとしか考えられず、明確に納得できる答弁を求める。

先にも指摘したように、愛荘町は臨時職員の占める割合が多く、政策課題を検討する正規職員が少ないのではないか。1人で重要課題を複数抱え、押しつぶされそうになっているのではないのかと感ずることがある。これではよい施策が生まれることもない。これからの愛荘町をよくするには、計画的な職員採用のもと、適材適所を考慮しながら育てていくことが大事であると考え、答弁を求める。

また、聞くところによれば、3月末で退職する幹部職員の再雇用を考えていると聞くが、事実か。もし事実だとすれば、何のための定年退職制度か。再雇用を行おうとするならば、雇用条件はどのようなもので、どこに配属するのか、この点についても

明確な説明責任を果たしていただき、なおかつ、町民に納得のできる答弁を求める。
以上、一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） それでは、竹中議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、職員の適正配置についてでございますが、昨年12月議会におきましてもお答えをいたしましたように、正規職員数は166人、嘱託、臨時職員は122人ですが、臨時職員につきましては若干の移動がございます。

次に、合併によるメリットであります。合併前の2町の職員数は、ピーク時の平成15年度214人、人件費の決算ベースで16億800万円でありました。その後、合併を前提に退職者が増加したこと、新規採用者を控えたことにより、合併した時点、平成18年2月の愛荘町職員数は196人であり、その17年度の人件費は15億4,800万円でありました。

合併後、総務課や税務課の統廃合など、組織の改編を進め、併せて住民参画のもと行財政改革委員会を設置し、その提言に基づき、集中改革プランを立て、更なる組織のスリム化、職場のグループ制の導入、施設の指定管理者制度の導入、IT化、つまり印鑑証明などの窓口業務の機械化、コンビニ交付など、住民サービスの向上に留意しながら、改革を進めてきた結果、合併時点から今日まで7年間で正規職員は30人の削減となったところであります。これは毎年度、予想以上に退職者が多かったことにも起因をいたしております。

人件費におきましては、合併時点の17年度15億4,800万円から、現在の25年度予算ベースで12億500万円でありますから、単年度で3億4,000万円の減となっております。これを合併後の毎年度の人件費の減を累計いたしますと、25年度予算を含めて20億4,600万円と大変大きな額になります。これらの財源は、すべて住民の福祉、教育、社会資本の充実に充ててきたことになり、合併の効果は極めて大きかったと言えます。

次に、県下市町の行政担当人数の状況であります。職員数が町の規模から見て、多いか少ないかの比較をする場合には、総務省が発表しております「類似団体別職員数の状況」という資料がありまして、全国の市町村を人口と産業構造を基準にして、類似の団体ごとに表したものであります。愛荘町は23年3月の人口1万9,938人であ

りまして、この資料でいきますと人口1万5,000人～2万人未満のふるいに入り、産業構造は2次、3次産業が80%以上のグループに属します。

この統計は、企業会計にあたる職員を除いた普通会計の正規職員数で比較しております。当町と同じグループに属する類似町村は全国34団体ありまして、その平均職員数は152人です。同じ比較ベースで、本町は企業職員を除きますと、本町は155人ということで、全国152人に比べて少し全国平均を上回っている状況であります。また、県下の町別の状況は、甲良町100人、豊郷町78人、多賀町96人、日野町186人、竜王町115人です。臨時、嘱託職員の人数は把握できておりません。

次に、非正規職員の採用についてであります。確かに、臨時、嘱託の非正規職員は増えております。臨時職員と嘱託職員は性格は違いますが、地方公務員法22条の臨時職員は最長1年と定められております。臨時職員の雇用は、原則的に一般職員の補助的な業務をフルタイムで雇用いたしており、職場の季節的繁忙期、年度途中の欠員補充、正規職員が病気や怪我などで療養した休暇した場合の補充、産休や育児休暇職員の代替、さらに近年は経済対策としての国策による緊急雇用、学校における支援員等であります。

嘱託職員は、総合センター所長をはじめ外国語の通訳・翻訳や保育士、工事検査、教育、司書、税務など専門的業務が主で、これまでの知識、経験や資格を活かし、即戦力となり、雇用形態におきましても1年という制限はなく、勤務形態においても、その事務量を勘案し、必要な日数、必要な時間で効率的に雇用しているものであります。

1人の正規職員の終身人件費は、1人採用すると3億円かかると言われておりまして、臨時、嘱託職員をすべて正規の公務員で雇用するとなると、莫大な人件費が住民負担となります。住民の皆さんから負託を受けている行政は、最小の経費で最大の効果を上げることが私たちの責務であります。今後におきましても、臨時、嘱託職員の雇用は有効かつ節度をもって活用してまいりたいと考えております。

次に、職員の健康管理と職員の適切な配置計画についてであります。複雑高度化する行政事務に対応するため、組織体制を毎年見直し、新規採用計画におきましても退職補充と合わせ、行政ニーズに合わせた保健、福祉、介護分野における人材確保に努めて、職種転換を図っております。それでも、高齢化の進展、要介護者の増大など、急激な変化の中で専門分野の職員の確保が困難で、ご指摘いただきましたとおり、秦

荘庁舎の福祉介護分野の業務において、切迫した状況になっているところがございます。現在、専門職の増員を図るべく追加募集を実施し、人材確保に最大限の努力を傾注いたしております。

職員の健康管理につきましては、住民へのサービスを低下させないためにも、最も大事なことであり、定期的な健康診断やそのフォロー、メンタルヘルス研修、管理職には部下職員の健康状態を常に把握し、過重な勤務状態が継続しないよう気を付けることを、さらに徹底していきたいと考えております。

次に、理事・主監制度についてであります。主監級の設置につきましては、これも合併協議会の確認事項として、「新町の組織・機構は、両庁舎と附属施設の有効活用を図ることを前提に、住民サービスが低下しないよう十分配慮し、定員管理の適正化を図りつつ、新町行政組織・機構整備方針に基づき整備するもの」とされたところであります。

その中の行政組織のポイントの1つに主監級の設置がうたわれており、「合併後においては両庁舎の十分な連携と予算および事業の進行管理や政策の企画立案と調整等を行う機能として主監級を設置する」とされ、合併当初は、主監級として議会事務局長、総務主監、秦荘サービス室主監、住民福祉主監、農林建設主監、教育次長を配置いたしておりました。

その後、複雑かつ多様化する行政需要の中で、特に文化行政や健康、子ども行政などで各課の所掌事務でありながら、他の課との連携や、あるいは広域的行政など他団体との協議、調整が必要な課に関し、課長職を兼ねる主監級を配置してきたところがあります。主監級で定年退職等で欠員が生じた場合、合併協議の中で必須となっております主監級につきましては、補充をいたしておりますが、課長職を事務取扱する主監級で欠員となっているポストも現在ございます。

理事職の設置につきましては、当時合併後5年が経過し、行政需要も複雑多様化する中で、当時多くの訟務事務を抱え、合わせて職員の不正事案が連続して発生するなどコンプライアンス指針の策定など、コンプライアンスの徹底が重要となっております。併せて、全庁的な政策の調整に対応するため、平成23年4月1日付けで理事職を配置したところがあります。併せて政策調整室長を事務取扱させたとところがございます。なお、理事につきましては、主監級と同様の行政職給料表6級を適用いたしておりますので、職名は変わりますが、職階は主監級と同様であります。

今後とも、新たな行政課題や多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するためにも、住民サービスを低下させないよう、その時期じきに即応した執行体制を講ずることが重要でありますし、合わせて、行政組織上の責任体制を明確化するうえにおいても、合併協議で確認されております主監級制度は必要と考えております。理事・主監は一般職員の格付けで、給料表の最高職6級職に格付けし、課長職は6級に到達できないこととしております。職務の性格、重要性、責任の重さ、困難性などを総合的に勘案し、厳格な職務、職階制を維持し、職員のモチベーションを喚起したいと考えております。

次に、3月末で退職する幹部職員の再雇用のご質問でございますが、平成11年に地方公務員法の一部改正で定年退職者等の再任用条項が規定されました。このことを受け、愛荘町におきましても平成18年2月13日条例第32号で愛荘町職員の再任用に関する条例が制定されました。

その後、年金受給年齢の引き上げに伴い、雇用と年金の連携を図ることは、我が国の重要課題であるのもと、人事院勧告において、高齢期における職員の雇用問題がクローズアップされ、定年退職後の職員の能力と経験を活用する、いわゆる定年退職者等の再任用が勧告に盛り込まれました。一方、民間企業におきましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が平成16年に改正され、努力義務が義務規定となり、高年齢者65歳までの安定した雇用を確保するため、定年制度を廃止するか、定年年齢を引き上げるか、継続雇用制度を導入するか、のいずれかの高年齢者雇用確保を講じることとなりました。

さらに、今申し上げました法律、一般的に高年齢者雇用安定法と言われておりますが、この法律が昨年8月に再度改正され、民間企業におきましては65歳までの雇用を義務付け、義務違反の企業に対する公表規定まで導入をされ、今年の4月1日から適用されることとなりました。また、国家公務員につきましても、再任用について度々人事院勧告に盛り込まれ、政府は希望者全員のフルタイム再任用を義務付ける法案を検討中であります。

このような社会的な流れを背景に、愛荘町におきましても本年度末、定年退職者等を対象に、課長補佐級以下の退職者につきましても再任用制度の具体化を、課長級、主監級につきましても愛荘町の重要事業の推進に関する非常勤職員の設置に関する要綱を制定し、再任用の措置を講じることとしたところでございます。年度末退職者の

再任用にあたりましては、希望者を対象に、これまで培った経験と専門性を活かして、行政需要に応じた愛荘町の課題や懸案事項について個々の職員の意欲と能力に応じた所掌事務を考えているところでございます。このことは、職員定数や人件費の増大を抑制するとともに、住民サービスの向上に寄与し、正規職員の事務量の軽減にもつながられるものと確信をいたしております。

最後に、職員の適材適所を活かし、人材育成を図るべきとのご指摘がございました。まさに人材育成は重要課題であります。そのため、まず正規職員の採用にあたっては、少数精鋭主義を貫き、厳格な選考で採用いたしております。新規採用者には住民のニーズに敏感に対応でき、課題を見つける能力、企画できる能力を磨くことを求めています。中堅若手職員には、大学院や自治大学校また県機関への派遣、中間管理職には国が設置している市町村アカデミーや市町村研修センターでの政策課題研修や企画力研修に積極的に参加するよう促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時29分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 暫時休憩をもらいまして大変申し訳ございません。1点か2点だけ、簡単に質問を、再質問をしたいと思います。

先ほどの私の質問の中で、1課1主監制度、制度というか、そのような課がございます。主監の下には課長、課長の下には係長になるのか、参事か、いずれにしてもその課がなくなれば、主監がいない。町長が先ほど答弁をいただいております。十分理解する面もありますけれども、私の質問で聞いておるのは、大事なポイントのそういうところにありまして、結局、課長は主監、課長、下に係長かちょっとわかりませんが、あとは臨時職員か嘱託、結局責任を持つのは、責任の所在は課長が上も下もやっていかなければならないというような現状ではないかなと私が見させてもらっている限りは。人事配置のことまでは私は口をはさむ用はありませんけれども、住民の声を聞くと、あまりにもサービス低下があるのではなかろうかと。これは何かと言うと、先ほど申し上げましたように、町長の配置に結論があったのではなかろうかと。職員を見る目が。結局、課長なり、この中間の方が苦勞をし、それが低下につ

ながっておると。

それからもう1点でありますけれども、非常に残業等が多いと、これは何かと言いますと、それだけ臨時、いろいろ等々の採用が多い。この採用をしてはいかんとか言う意味ではありません。その方らは責任があつて責任がありませんので、正規職員はあくまでも責任の所在をはっきりしていかなければならないという責務がございます。そういう中で残業なり、いろいろな責任が重くのしかかってくると、こういうことで非常に残業等が多い。また、健康管理に支障が出ると、こういうことを私は質問をさせてもらっております。そこらのところを、答弁の中ではしっかりとした答弁ではないのではないかなと、こういうように思っております。

町長としては、合併からこちら、思い、発想だけはなるほど十分にできないことも、発想だけはやっていただいておりますけれども、これが本当に住民につながっているのか、行政の仕組みであるのか。

それから、もう1点、職員当たりの町民に対しての72.8人、これが2万1,114人という中で、これは本当に行政の人数の検証を行わなければならないと考えておりますけれども、この点について町長は、近隣やいろいろな県下を見渡す中で、どのようにこの点を考えておられるのか、この点も答弁をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 何点か再質問をいただきました。

まず、課長が苦勞をしているという点については、まさにご指摘していただいたとおり、今は管理職は大変な時期でございますして、住民のニーズに直接いろいろと応えていけないとならん、大変なポストでございます。

それで、合併当初からも課長職が非常に過重になってきているという、またそれは当然のことながら、行政ニーズが広がってきたということもありまして、元々福祉課1本でやっていた仕事を、子育て部門を独立させたり、また健康推進課、保健センターでありましたけれども、健康推進課という行政部門にしっかりと取り組んで、母子産科体制を充実してきた。それぞれにもちろん課長がいるわけです。また、農林商工の課も商工観光課、これはまさに観光事業というのは、これからの産業でもありますし、そういったものを独立させて、専門に担当してもらふ課を増やしていく。そのことによって課長の職務の少しでも専門化をはたしていくというふうに考えておりまして、時代に合うように組織の拡大も図ってきております。

複数の課を担当する主監は、独立的に主監職を置いているわけですがけれども、その独立、それぞれの課の中でも、非常に膨大な仕事をしている課があって、いくつもあるわけです。例えば、収納管理の税務、元々税務課長であったところですがけれども、これはいろいろな課の、要するに収納不足を起こしている、入っていない。そういった情報とも併せて、下水道の保険料、町営住宅の管理料等もございまして、横断的に収納管理を図ってもらうというようなところで主監を置いたところでもございまして。また、管理にも主監がございまして、情報担当をしている。ここの契約とか入札、これはいろいろな課に該当します。ほとんどの課がやっぱり物の発注も工事もやっておりまして、契約担当という非常に大事なポストでもございまして。それから、まちづくりについては、まさにいろいろな諸団体との関係が、調整が大変でございまして、関係課との行政も横断的にやっていかなければならない。

過去に環境問題とか、子育て支援も主監を置いていました。この環境も一部事務組合を3つも所管している大変な広域行政の要でございまして、そういう意味で置いたのですけれども、人事というのはそれなりの経験も必要ですし、人について回っているのかというようなご指摘もございましたが、たぶんそれはけっして否定もいたしません。確かに、人事は公平性という問題もありますから、職務の能力、責任の度合いによって、こなしている職員を、そのポストがないために、昇進が遅れる、それが給料に跳ね返るということではやっぱりモチベーション、意欲も下がる、こういうことから、そういうことも当然のことながら考慮しているところでございまして。

また、これから必要と思うのは、防災とか言ったこう言った面も、まさに県なんかはそういう部長ばかりではなしに、防災監理官とかいうふうな部長級相当のものを置いたりしてございまして、市あたりでも理事職を置いたり、かなりの重要ポストになってきております。そういうことから、人材、それなりの人材があれば当然、その主監級としてのポストを用意していきたいと。

私のところは今確か 11 人だと思っておりますが、166 人の組織の中で 11 人、6 級職、11 人というのは決して多くございませぬ。確か、日野も 10 数人いたと思っておりますが、それで、もしも主監のポストがなければ、だれが 6 級職に行くのかということになると、当然課長しかいないわけですから、私どもは職務職階制というのは組織のあり方の中で基本でもありまして、単なる渡りということは一切やっていません。必ず、それなりの職務、責任、困難性のポストにならないと課長は 5 級、課長にならないと、

参事もそうですけれども、補佐級のままで5級にならない。また主監になるためには課長のままでないと、こんなシステムを、これはまさに町の組織のしかりとした大事なことだと思っています。またそれなりに職員も1つずつ上を目指して頑張ってもらいたいなというふうに思っているところがございます。ちょっと長くなりましたが。

残業が多い、健康問題、これは私も大変心配をいたしております、何とか、非常に残業の多いところにはやっぱり手当していかないとあかんと、焦っているんですけども、何せ、医療とか福祉とかには事務職員ではなかなかカバーできない。しっかりと、例えば地域包括何かは、ちゃんと職種を決めておまして、他のものが行ってもあかんことになっておりますので、そういう専門職の確保に非常に手間取っていて、申し訳ないなと思っているのですけれども、やっぱり過度な残業にならない。また、精神的重圧をならない、かけないと言ったことは非常に大事ななと思っています。

一般的な定期診断とか、メンタル研修とか、そういうことはやっているのですけれども、そこはやっぱり直属の管理職がしっかりと職員を見てほしいなというふうに思っていますし、それは指導していきたいと思えます。

それから、最後に1万人あたりの、これは職員数の話、72人とかおっしゃったその話だと思えますが、これは私どもも大変気にしているところでして、先ほども申し上げました「類似団体職員数の状況」、総務省の行政局公務員部が発行しているもので見ますと、愛荘町は先ほど申しました全国のグループの中で34団体、人口1万5,000人以上のところで見ますと、34団体中、人口1万人当たりの職員数、普通階級でやっていますが、77.7人です。これは順位でいきますと、全部で34団体中14位ということで、平均よりちょっと少ないですけども、真ん中辺であります。

一番少ないところは、人口1万人当たり、職員数が53人というふうなところ、65人というのは2団体、そういうところがあります。多いところは、まためちゃくちゃ多いところもございますが、人口1万人当たり141人もいているところもありますけれども、離島を抱えているとか、山間僻地で学校がたくさんあるとか、いろいろな事情があるんだと思いますが、この資料では14位であります。これは23年の1万9,938人の時ですから、今もう2万人を超えておまして、これはランクが1つあがると思うので、2万人以上のランクに入りますと、37団体のところへ入っていきます。日野町もこのところになっていきますが、37団体、人口2万人以上産業構造でいく51という、

ちょっと専門的になって申し訳ないですけども、このランクには 37 団体中、もしも愛荘町が、次の統計からたぶんここに入ってくると思うのですが、77.7 人ですから、1 万人当たり 19 位になります。37 団体の 19 位、ちょうど真ん中ですね。そんな状況で、人口が増えてくると、やっぱりどうしても効率的になってくるので、全体の職員数が、諸団体の平均が下がってくると、こんな状況でございまして、そういう意味ではうちの職員が決して低い方では、少ない方ではないというふうには判断しておりまして、職員の適正配置、非常にもっと効率しないといけないのかなということとは痛感しております。

○議長（本田秀樹君） 14 番、竹中秀夫君。

○14 番（竹中秀夫君） 再々質問をいたしたいと思います。多くを申し上げませんので、1 課に 1 主監ということも答弁もいただきました、その点についても。

今年度の 3 月ですね、この 3 月、今の。新年度に入りますけれども、今までに課を振り分けて、主監替えを、またこれは課を合併というか、吸収さすとか、いろいろなそういうようなことが今日まであったのかなかったのか。また、1 年も私の推測でございましてけれども、新年度に入ってその課がなくなって吸収になるのかどうかわかりませんけれども、そういうようなことがあるのか、行われていくのか、いかないのか。それも仮にそういうことであれば、先ほど申し上げるように、その人のための職をつくるのに課を 1 年足らずで、そういうようなことがあるのかないのか、答弁をいただいて、再質問を終わりたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 先ほども課の新設についてはちょっとお話をしましたが、一方、統合はどうかというお話ですが、一番ダイナミックにやったのは合併による課の統合、非常に大きかった。やっぱり合併の効果ということで、例えば、わかりやすい例は先ほど総務課とか税務課がそれぞれあったのが 1 つになった。そのみならず、すべての課がそんな感じになったと思いますが、その他に統合していったのは教育委員会に 4 課一時あったと思います。4 つの課があったと思いますが、庶務課とか学校教育的事、生涯学習、文化、この辺は教育委員会は教育振興課と生涯学習課の 2 課に統合をいたしました。そうして、文化行政はこちらへ、町長部局の方へ回しましたので、今年度 24 年度初めからだったと思いますが、その時は文化政策となってきましたが、人事組織、十分な形成をしていませんけれども、今考えておりますのは、

まちづくりの所管と政策調整、ここは1つにした方がいいのでなかろうかということで今検討をしているところでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君）　これで一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（本田秀樹君）　お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君）　異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

再開は、明日3月5日、9時から本会議を開催いたします。本日はこれ延会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会　午後3時50分